

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

(10 月 1 日)
(第 23 号)

第
23
号
10
月
1
日

令和6年

三重県議会定例会会議録

第23号

○令和6年10月1日（火曜日）

議事日程（第23号）

令和6年10月1日（火）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之

12	番	平 畑	武
13	番	中瀬古	初 美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石 垣	智 矢
16	番	山 崎	博
17	番	野 村	保 夫
18	番	田 中	祐 治
19	番	倉 本	崇 弘
20	番	山 内	道 明
21	番	稲 森	稔 尚
22	番	下 野	幸 助
23	番	田 中	智 也
24	番	藤 根	正 典
25	番	小 島	智 子
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	野 口	正
30	番	谷 川	孝 栄
31	番	石 田	成 生
32	番	村 林	聡
33	番	小 林	正 人
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稲 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記（事務局次長）	西 塔	裕 行
書 記（議事課長）	中 村	晃 康
書 記（議事課課長補佐兼班長）	橋 本	哲 也
書 記（議事課班長）	藤 堂	恵 生
書 記（議事課主幹）	中 西	健 司

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	小見山	幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎	禎 和
防災対策部長	楠 田	泰 司
医療保健部長	松 浦	元 哉

子ども・福祉部長

環境生活部長

農林水産部長

雇用経済部長

観光部長

県土整備部長

総務部デジタル推進局長

地域連携・交通部スポーツ推進局長

地域連携・交通部南部地域振興局長

環境生活部環境共生局長

県土整備部理事

企業庁長

病院事業庁長

枅屋典子

竹内康雄

中野敦子

松下功一

生川哲也

若尾将徳

横山正吾

藤本典夫

佐波 斉

佐藤弘之

佐竹元宏

河北智之

河合良之

会計管理者兼出納局長

佐脇優子

教 育 長

福永和伸

公安委員会委員

吉田すみ江

警察本部長

難波正樹

代表監査委員

伊藤 隆

監査委員事務局長

大西毅尚

人事委員会委員長

中村佳子

人事委員会事務局長

天野圭子

選挙管理委員会委員

富永 健

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（稲垣昭義） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。45番 中森博文議員。

〔45番 中森博文議員登壇・拍手〕

○45番（中森博文） おはようございます。先週からSAGA2024国民スポーツ大会が始まりまして、私の関係する剣道の競技もありまして、ちょっと行ってきまして記念品にこのネクタイを買ってきまして、身の引き締まる思いで今日、登壇させていただきます。今年の6月の議案質疑で少しこの場には立たせてもらいましたが、一般質問は1年と8か月ぶりということで、久しぶりの登壇となります。

議長のお許しをいただき、一般質問させていただきます。

先日の25日に一般質問で、芭蕉翁生誕380年という記念事業の話題が出まして、私ももう毎回、芭蕉とはいきませんが、一句ということで披露しているわけでございます。今回も用意をしているところでございますが。

今回も、知事から御紹介いただきました、江戸川乱歩のお話を少しさせていただきます。改めておさらいですけれども、もうお聞きが度々ですけれども、1894年、明治27年、乱歩は名張市で生まれ、本籍は津市、2歳から父の転勤で亀山市へ、1917年、大正6年に鳥羽造船所に就職、大正8年、坂手島の小学校教諭の村山隆子さんと結婚されまして、同10年に小説家としての道へ進まれました。大正12年、1923年に処女作『二銭銅貨』を発表されました。（現物を示す）これ、二銭銅貨。本年が何と記念すべき乱歩生誕130年の節目の年になります。

（パネルを示す）早速ですけれども、これですね。これは名張市が作成した江戸乱歩生誕地名張という、これ、名張でひやわいと言っているんですけど、こういう狭い路地に乱歩の生誕地があるということで、記念事業のポスターが出ましたので紹介させていただき、来る11月30日に名張市制施行70周年と併せまして、江戸川乱歩生誕130周年記念事業として講演会など、たくさんさんの催し物、多彩なイベントが開催される予定でございます。ぜひ御来場いただければありがたいなど、御案内申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い、最初に、終戦80年について質問をさせていただきます。

令和3年2月及び一見知事就任後の令和3年10月の代表質問で、私は「南冥の空と海におけるご英霊の追悼！」と題しまして、沖縄三重の塔における慰霊式を取り上げ、これまで遺族の皆さんが中心となって開催されていましたが、令和3年度から設置者の三重県主催としていただいたところでございます。実際は、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして令和3年度は見送り、令和4年11月が三重県主催による第1回の開催となったわけでございます。

代表質問で、来たる終戦80年に向けまして、三重の塔の老朽した敷地の改修整備をお願いさせていただいたところ、本年改修に向けての実施設計に取り組んでいただいているところでございます。

そこで、終戦80年を迎えるにあたり、終戦80年の思いと沖縄三重の塔の改

修の概要、コンセプト、スケジュールなどの進捗について、御当局の御所見をお伺いいたします。

〔枡屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（枡屋典子） それでは、終戦80年の思いを込めた沖縄三重の塔の整備についてお答えいたします。

沖縄三重の塔は、昭和40年6月に、当時の田中知事が会長を務めた三重県戦没者沖縄慰霊塔建立委員会により設置され、終戦80年となる令和7年で60年を迎えます。沖縄戦において最後の戦闘の地となった摩文仁の丘に建てられており、沖縄戦だけでなく、さきの大戦で犠牲となられた全ての三重県民、約5万3000柱を慰霊する施設でございます。

この三重の塔で慰霊式を開催することは、さきの大戦がどのようなものであったかを考えると同時に、戦没者へ思いを馳せ、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していく上で、重要なことであると考えております。

県では、これまで三重の塔の維持修繕、それから環境整備に努めてまいりましたが、先ほど議員から御紹介いただきましたように、令和3年2月の代表質問において議員から、三重の塔での慰霊式、これの主催者を一般財団法人三重県遺族会から県が引き継ぎ整備も検討していくよう、御意見をいただいたところでございます

また、令和5年6月には、県の遺族会からもより多くの方が参列しやすい施設となるよう改修してほしいとの要望を受けております。

県としても、御遺族をはじめ、より多くの県民の皆さんが参列される戦没者慰霊式の開催を通じまして、戦争の悲惨さ、平和の尊さをしっかりと継承していきたいと考えております。

このため、終戦80年という節目を捉えまして、慰霊式を行う十分なスペースを確保するとともに、支障となる工作物を撤去し、バリアフリー化を図る大規模な整備を行っていきたいというふうに考えております。

今年度実施している測量・設計は、令和7年1月初旬をめどに終える予定で、その後予定している工事は準備が整い次第、速やかに着工できるよう沖

縄県等の関係機関と協議を重ねているところでございます。

なお、工事の完了時期は今のところ未定なんですけれども、例年の慰霊式の開催時期を考えますと、令和7年11月初旬には開催することになりますので、整備済みの苑内で終戦80年となる慰霊式を開催できるよう、計画的に整備を進めていきたいというふうに考えております。

〔45番 中森博文議員登壇〕

○45番（中森博文） ありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私は、終戦という言葉と戦後というのをあえて使い分けをしているわけでございまして、戦没者の御英霊に思いを馳せまして終戦、客観的に現在から見て戦後という具合に私なりに考えているところでございます。

その上で、本年3月の2月定例月会議の一般質問の中、石垣議員の質問で、戦後80年を迎えるに当たって知事の思いを私も承ったわけでありまして。復唱になりますけれども、知事は平和の重要性の観点、ポイントは歴史に学ぶこと、政治の覚悟について述べられております。過去を反省して道を誤らないためには、さきの大戦の記録を語り継いでいく。さらに5万3000柱の同胞が眠ります沖縄三重の塔での遺族の皆様のお言葉を紹介されまして、戦後80年の事業でも、歴史を学んで次の世代に戦争の悲惨さを伝えていきたいと表明されました。

私も全く同感でございまして、三重県護国神社の終戦80年記念文集を今、作成するため、私も祖父や実父母から残されました手記や直接聞いた話から、当時の様子など、また教訓などを執筆しているところでございます。

今年の沖縄三重の塔での戦没者慰霊式は11月6日に予定されていると伺ってございまして、議会からも今のところ18名が参加させていただくと伺っております。

そして、来年は節目の終戦80年、新しくリニューアルされた沖縄三重の塔における戦没者慰霊式に大きく期待をさせていただくところでございます。

続きまして、本日、新しく就任されることとなっております新内閣総理大臣

に期待すると題しまして、質問させていただきます。

さきの自由民主党総裁選挙によりまして、先週27日に石破茂氏が自由民主党新総裁に就任しました。また、本日の臨時国会で新首相の指名選挙が行われ、石破茂氏が102代内閣総理大臣に指名されることと聞いているところでございます。

そこで、新しく就任された石破内閣に何を期待されるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 石破総裁ですが、今日の午後、総理の首班指名があるんじゃないかというふう聞いておるところでございます。石破総裁は、私が大臣秘書官をしておりましたときに、防衛大臣をしておいでになられたという縁もございまして、そのときに実は防衛省の艦船の事故がございました。その時に捜査をしておりましたのは海上保安庁でございまして、私が担当秘書官ということでございましたので、石破大臣とお話をさせていただいたこともございます。

そういった縁もございしますが、またその後、私が海上保安庁に勤務をしておりましたときに、海上保安庁と自衛隊の関係ということで、当時の石破議員ですね、呼ばれましてよく御説明を申し上げましたし、さらには平和安全法制の制定のときに、自由民主党の代表として石破議員が入っておいでになりました。そのときも海上保安庁として御説明をさせていただいたのを記憶しております。

石破総裁は、地方創生担当大臣を防衛大臣の後にされたと記憶しておりますけれども、そのときにやはり東京一極集中の是正と、それから地方の活力、これをつくり上げなきゃいけないということをおっしゃっておられたのを記憶しております。

議員から御質問いただいた新内閣に期待するところ、一番そこが私は大きいと思っております。既に知事の有志で連絡を取り合っております、鳥取県の平井知事、総裁と同じ鳥取県ということで、もう面談に行ってください

まして、東京一極集中の是正、地方創生の重要性、これを訴えていただいています。

加えて、人口減少対策には国において司令塔をつくっていただく必要があるんじゃないかという話も、これ、三重県から全国知事会に提案をさせていただいたものでございますけど、これについても平井知事からお話をいただいたというふうに承っております。

どこかのタイミングで私どもからも、なかなか総理への御進講というのは難しいんですけども、機会があればお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げました人口減少対策に期待するところは大きでございますので、ここはお願い申し上げたいと思いますし、加えまして総裁は災害対策につきましても総裁選挙のときもおっしゃっておられます。災害担当のための役所をつくらなければいけないということでございまして、昨今の台風、豪雨、そして地震を考えますと、それは本当に必要だと思いますし、南海トラフ地震のことを考えても、そういった対応をしていただけるというのはありがたいことで、ここにも期待させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それ以外にも産業の振興で、半導体の振興をするということを総裁選挙でも主張されておられます。様々な分野で恐らくいろんな手を打っていただけるというふうに思っておりますけれども、もう一つ重要なのはやっぱり経済ですね。日本経済を力強く進めていただく必要もあると思っております。

内閣に入られた方で、私が国土交通省で勤めておりましたときの2年先輩で赤澤議員が経済再生担当大臣になりました。それから、先日、三重県に岸田総理と一緒にあっておいでになられた小里議員が農林水産大臣になりました。さらには、三重県とゆかりのある村上議員が総務大臣になりましたので、そういった人脈も使わせていただいて様々な訴えもさせていただきたいと思っているところでございます。

〔45番 中森博文議員登壇〕

○45番（中森博文） ありがとうございます。私からも一言となりますけれども、5度目の挑戦なんですね、石破茂氏はね。新総裁に就任ですけども、御誕生を本当に私からも心からお喜び申し上げたいと思います。

知事からもお話がありましたように、私もほぼ同感でございます、政治に関する国民の信頼はもとより、日本の未来を守り抜くというんですか、いわゆる国の舵取り役として、今、知事がおっしゃったように、人口減少対策をはじめとする東京一極集中の是正、それから防災・減災、国土強靱化の取組、地方創生をしっかりと行っていただきたいということで、議会からもしっかりと期待をしながら注目していきたいと、このように思っているところでございます。ありがとうございます。

さて、経済関係のお話をさせていただきたいと思いますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が本年4月から全面施行となりまして、いよいよ建設業など時間外労働の上限規制が適用されることとなりました。これまで、建設など関係団体からの課題や国や県に対する要望などを賜りまして、順次、御当局に伝達しているところでございます。

中でも、国への要望につきましては、三重県選出国會議員に伝達をしまして、与党としてのできることで、課題解決に向け検討を重ねまして、本年度中に各団体にその検討経過や結果を回答することとしています。もちろん自由民主党三重県支部連合会としても、また自由民主党会派としても例年12月頃に連名で県への要望を提言としてまとめまして、直接知事をお願いさせていただき準備をしているところでございます。

そこで今回の一般質問は私の守備範囲で、何点か取り上げさせていただきました。

まず、2024年問題の働き方改革により、建設産業や運輸産業などに大きく影響し、人手不足に拍車がかかり、また昨今の資材価格や燃費並びに運搬費が高騰し続けています。とりわけ公共工事の積算価格に大きく影響する生コンクリート価格、要はコンクリートですね、生コン価格については、9月1日から立米当たり5000円の大幅な価格改定となっております。

公共工事の単価改定の手続は、流通の実態調査の結果により改定がなされ、積算単価の改定は実勢価格の改定の約4か月後の改定とお聞きしております。また、契約ベースの単価改定に伴う公共工事等の契約の変更手続につきましては、スライド条項が適用されておりますけれども、県は国土交通省積算基準に準拠しているため、単価改定以降の、残工事の数量を対象とし1%カットとなっております。

そこで主要資材の高騰に対しまして、タイムラグなく発注、契約単価を実勢価格にすべきと考えますが、どのように取り組まれているのか、御所見をお伺いします。

また、あわせて、インフレスライドによる請負契約変更時の受注者への軽減など、国の積算基準の改定について国に県から要望していただきたいと思っております。その点につきましてもお伺いします。

さらに続きまして、公共工事における落札決定時のいわゆる仮契約から議決時の本契約までの物価高騰への対応、タイムラグについてお伺いします。議決要件の工事請負契約におきましては、落札決定から工事着手まで数か月間になることがあります。今日、主要資材が高騰している中、本契約までの数か月の間にも物価は上昇していき、本契約時点では入札時点の資材価格での調達が困難である資材もあると考えられます。

また、スライド条項は契約後の物価上昇に適用するための条項でございます。このような場合、物価上昇等に対応することはできないと伺っております。

このようなケースに対しまして何か対応できることはないか、併せて御当局の御所見をお伺いします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（佐竹元宏） 主要資材高騰に伴う設計単価、工事価格の反映について、それと公共工事の仮契約から本契約の間に生じる資材価格の上昇等についての対応について、御答弁いたします。

まず、主要資材高騰に伴う設計単価、工事価格の反映につきまして、工事

発注に際しまして、予定価格算出に用いる資材の設計単価につきましては、建設に関する物価調査機関が毎月発刊する書籍等に掲載のある資材を毎月、最新単価に更新しております。

また、未掲載の単価、こちらにつきましては県で独自に調査を実施し、年2回見直しておりますが、そのうち生コンクリート、鉄筋、砕石など主要資材全てを毎月調査しまして、5%以上変動があった場合には見直しております。

なお、単価改定には市場での取引実績を確認後、実施するため、単価上昇の情報が確認できれば速やかに調査を行うなど、できる限り速やかに単価改定できるよう取り組んでいるところでございます。

工事契約後に建設資材の価格が上昇し、請負代金が不相当となった場合は、受注者からの請求に基づき、建設工事請負契約書にあります単品スライド条項やインフレスライド条項などを状況に応じまして適用し、資材単価の変動に対応する請負金額の変更を行っております。

令和4年度には、単品スライドにおいては県の制定単価ではなく、資材価格の急激な高騰などに対応できるよう、実際の購入金額でも対応可能としたほか、インフレスライドにおいては、これまで労務単価の変動に合わせて行っておったところでございますけれども、資材単価単独の変動についてもスライドの対象とするなど、より実情に合わせた請負代金額の変更契約を行えるようにしております。

スライド額は、国のスライド条項運用マニュアルに基づき算出しておりますけれども、スライド額が残工事費1%を超える場合は、請負代金額を変更しておるという形になっております。この1%撤廃につきまして建設業界からも要望いただいております。今後、物価高騰に伴う受注者の負担を軽減するため、国に対してスライド条項運用マニュアルの見直しを求めてまいります。

それから、本契約までの資材高騰、上昇等への対応につきましてですけれども、議決を必要とする工事請負契約は、落札決定から本契約の間に数か月

を要します。この間に物価上昇があった場合には、本契約時点ではこれを見込んでいない価格での契約となっております。

また、スライド条項は、契約の物価上昇に適用するための条項でございまして、契約前の物価上昇に対応する契約条項はございません。

このことから、他県の事例等を調査いたしまして参考事例を集め、この課題に対応できるよう、契約条項に規定のない事項への対応策について検討してまいります。

〔45番 中森博文議員登壇〕

○45番（中森博文） ありがとうございます。御検討いただいているということの御答弁を今いただきましたので、よろしく願い申し上げたいのと、議会での専決の対応もなかなかハードルが高くて、簡単にできないということも承知しておりまして、仮契約後、速やかに、例えば仮設と言われる工事ですね、準備工事というんですか、主要資材の発注とか着手できる手だては何かないかなと、こんなことも私、考えますけれども、なかなか本契約までの間は非常に歯がゆいというんか、そんなこととなってございまして、また急を要する工事ですね。災害復旧などとか、そういうような工事にもかかわらず工事着手ができませんので、工事関係者や地元住民、地元関係者は着工を今か今かと待っている状態が現実にあるわけでありまして。最善の御検討をいただきながら、よりよい契約内容にしていいただいて、スムーズな工事ができますようお願い申し上げたいと思います。

続きまして、県有建物の設備管理業務委託について話を進めます。

この業務は仕様書、マニュアルに定められた手順に沿って設備を適切に管理することが重要であります。もう言うまでもありません。

さらに、設備機器の保全、それから延命化だけではなく、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律におきまして、温室効果ガス等の排出削減やエコチューニング事業による省エネルギー対策が求められています。設備管理業務は専門性が高く、業務に必要な資格要件、管理実績、設備管理要員の能力、さらには当該建築物の設備機器の特性を熟

知した経験、実績は業者選定において大きな要素でございます。これらの技術要件が業務成果を大きく左右するものと思います。

清掃とか警備業務、情報システムなどの調達、保守管理は総合評価一般競争入札による契約方法となっております。

一方、設備管理業務の契約方法は、事業者の業務実績、実施体制、技術者の配置予定などを入札参加条件に課して、一般競争入札、いわゆる価格競争となっております。地方自治法における一般競争入札での最低制限価格設定は、例外規定となっていることは承知しています。これはあくまで物件契約での原則でございます。設備管理業務契約では昨今の高騰する主要資材、最低賃金の改定をはじめとする高騰する人件費の占める割合が大きいことや、ダンピング防止の観点から入札時における最低制限価格の設定は不可欠であると考えます。

そこで、県庁舎等の設備管理業務の一般競争入札におきまして、全て最低制限価格を設定すべきと考えますが、御当局の御所見をお伺いします。

〔佐脇優子会計管理者兼出納局長登壇〕

○会計管理者兼出納局長（佐脇優子） それでは、県庁舎等の設備管理業務の一般競争入札における最低制限価格の設定について、御答弁させていただきます。

一般競争入札における最低制限価格の設定につきましては、不適切な低価格での入札を防止することができるという反面、より安価に契約できる機会を失ってしまうという可能性もあることから、地方自治法施行令では、その適用において契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに限り設定することができる」と規定されております。こちらが先ほど議員に御紹介いただきました例外規定でございます。

また、三重県の物件関係契約では、このような最低制限価格制度の趣旨に基づき、事業を実施する発注所属の長が個々に業務内容を考慮した上で、一般競争入札を実施しておりまして、本庁舎の設備管理業務をはじめ、県の主要な設備管理業務におきましては、既に最低制限価格を設定しております。

そのような中、今後は県有建物の設備管理業務を所管する全ての関係部局に対し、この最低制限価格制度について改めて周知をいたしまして、適切に対応するよう、しっかりと働きかけてまいります。

[45番 中森博文議員登壇]

○45番(中森博文) そうなんです。本当にばらつきがあってはいけないということ、ダンピング防止ということで、最低制限価格を設けることは非常に効果があるということと、あわせて、県内の業者にやはり契約していただいたほうがより現場の様子やら、またそこで働く県民の方々が非常に安心できる仕事ができるのではないかなと、このように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、設備というつながりですけれども、設備管理業務委託と話は替わりまして、建築工事の電気設備と機械設備工事というのが実はあるんですけれども、この建築設備関係、電気、機械、管工事というんですけれども、こういう特定資材の現場搬入の遅延やら機材の調達が難航したり納期遅延とか工期の長期化が課題となっております。建築工事に伴う建築設備発注工事におきましては、工期を建築工事に合わせるという設定なんです。今、働き方改革で、当然ですけれども工期が少し長くなってきてございまして。そうなってくると、電気設備であれ機械整備であれ、建築工事の工程に合わせるということに当然なってくるわけございまして、現行の特定JV発注基準では、2億円から5億円が2社JVの構成の条件となっているところでございまして、設備技術者、経費、採算性とかいろんなことを思いますと、その特定JV発注基準の下限の2億円を3億円ぐらいに引き上げるよう要望をしているところでございまして、これも併せてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それからもう一つ、ちょっと2024年問題と少し別ですけれども、産業界に關係するDX關係ですけれども、例えば産業廃棄物の処理業者は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例のいろんな規定によりまして、前年度の処理実績をまとめて三重県に報告することとなっておりますが、報

告様式が独自の様式のため、集計作業に非常に時間がかかる、負担となっているそうです。最近では紙ベースから電子媒体での提出を可能とするなどの一定のDX推進に向けた取組が進んでございまして、電子マニフェストシステムに備わっている電子マニフェスト情報を活用した処理実績報告の作成に、県のほうも報告書の書式の改定をしていただきたいなど、これは要望させていただきたいと思います。

こんないろんな各団体からの要望を聞きながら、今回の質問に立っているわけでありませけれども、最後というんか、もう一つ、小さな話かわかりませんが、私からすると大きな問題と思いますが、三重県本庁舎の前の話なんですけれども、おもしろい駐車場ってございませけれども、実は上屋根がないんです。それを障がい者関係団体から、県のおっしゃるには、建築基準法上できないというふうに説明されてございまして、雨の日に困っているかなと。

雨の日に困った場合、どうするかというと、玄関の警備員が大きな傘をこう差しかけてと、こういう対応もしていただいていると聞いてございませけれども、本来それが正しいかどうかというのは別問題でございまして、やはり県内のほとんどの庁舎、また市町の駐車場の多くは、当然おもしろい駐車場には屋根をつけてやっているんです。三重県の玄関ですか、この本庁舎の前だけないというのは非常に違和感を感じてございまして、何か手だてはないのかなと、このように感じているところでございませますが、建築基準法上一体何が問題なのかということですが、あまりそこに入ってくとどんどん深みにはまってしまうので、あまりそれはちょっと触れたくないんですけれども、発想の転換と題をした、発想の転換ということはどういうことかと簡単に言いますと、建築基準法の細かい話をどうこうしてクリアするのは並大抵やないということを私も理解するところでございまして、ちょっと下世話な話、私なりのベタな話で恐縮なんですけれども、八百屋のテントみたいにこうちょっと降雨時に張り出すとか、それから移動式のこのひさしがある屋台を持つてくるとか、雨のかからない木陰をつくったり、モニュメントで

雨がかからんとか、何かこんな、私ならそんなことを考えて、建築基準法に関係ないもので対応すれば、なかなか三重県の玄関はユニークやなど、そういう玄関にふさわしい工夫をしてほしいがゆえに発想の転換と、このように私が提案したんですけれども。

あわせてまして、建築基準法上のいわゆる建築確認申請とか計画通知というんですけど、三重県の場合は、県土整備部のアドバイスをいただきながら御所見をお伺いしたいなと思います。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 県本庁舎前のおもいやり駐車場の上屋の設置について、御質問をいただきました。

議員からも御指摘をいただきました上屋の設置に関しまして、県本庁舎につきましては建築から長い年月が経過しているということもございまして、先ほど御指摘いただいたように、その後の建築基準法の改正等によりまして、同法の現行規定に適合しなくなった施設・設備等を一部有しております。

このため、現状では同法の制約を受けまして、増改築等を行うことができない状態にございまして、このおもいやり駐車場への屋根の設置というのは、同法上の増築に当たるといようなことで、直ちに設置することができない状況になっているということでございます。

現状としましては、建築基準法上のこの制約の解消を目指しまして、施設・設備等の更新や改修の時期に合わせまして、必要な修繕や測量等を鋭意進めているところでございます。

また、御指摘いただきましたように、おもいやり駐車場を御利用される方に雨が降っている際には、雨に濡れずに来庁していただけるよう、大人4人が入ることができるような送迎・業務用の少し大きな傘を用いまして、警備員が来庁時の支援を行っているというような状況でございます。

しかしながら、全ての人がいつでも安全・快適に県本庁舎を訪れていただいて御利用いただけるように配慮し、環境を整えていくということは、庁舎管理を行う上で大変重要な視点であるというふうに考えておりまして、今後、

引き続き建築基準法上の制約の解消に努めますとともに、例えば既存の建物を活用するなど、同法の制約を受けない方法で雨に濡れないで済むような対応ができないかについても、幅広く検討させていただきたいと考えておるところでございます。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** おもいやり駐車場につきまして県土整備部といたしましては、具体的な屋根設置の計画に係る法的な判断は、所管の特定行政庁でございます津市が行うこととなりますけれども、総務部からの相談に応じまして建築基準法上の技術的なアドバイスを行ってまいりたいと考えております。

〔45番 中森博文議員登壇〕

○**45番（中森博文）** 法律というのはどんどん、新しく増えてくるというんですか、規制が増えてきたり、いろんな緩和もあるんでしょうけれども、当然既に古い建物は適合しないというのは、これはよくある話です。よくある話といえども、いずれはそのタイミングを見計らって、建築確認申請、計画通知のときに改善していくというのは当然なすべきことだと思います。一定の期間が必要であればそれはやむを得ないですけれども、現状を見て今、警備員がこう傘を差すというのは気持ちは分からんでもないですけどね。結構、車椅子の利用者で庁舎前に来られる方は比較的自立性というんですか、自負心がある方なんです。お手伝いを求めるのを控えるという人もいますよ。自らできると。ほっといてくれと。私は自分でやりますよと言いながら車椅子を出して、広げて自力で行動するというのをやはり基本としているんです。そういう方に横からあんまりすると、ちょっとさすがにどうかなということ、自然体というんですか、ノーマライゼーションとか、そういう意味で当たり前のような状態にしたいほうがいいかなと思います。いろんな工夫をしていただくということも検討していただきながら、三重県の玄関にふさわしい、県本庁舎の前、早速計画してほしいなど。なかなか本庁舎を建て替えるにはまだまだ年月がかかりますので、簡単にはいきませんが

も、やはりクリアしていかななくてはいけないのかなと思います。そんなことで既存不適格というんですね、用語とすれば。これは当然、既存不適格はあってしかりですけども、改善していかななくてはいけないのかなと、このように思うところでございます。

もう一つは、議事堂の地下駐車場もあるんですけども、セキュリティーの問題であったり、なかなかそう簡単にいかないんですけども、そういうところも検討することも必要かなと。なかなかそれは厳しいかなと思うんですけども、本庁舎と議事堂というのはつながっていますので。県庁と一体なんですね。3階がつながっていますので。建設年度は違いますけれども、一体のものということで考えれば、いろんな方々に来ていただいて対応をお願いしておきたいなと思います。

続きまして、能登半島からの教訓ということで、度々本会議で多くの方々から質問されております。私もこの能登半島地域、石川県へは震災後3回訪問する機会がございまして、現地調査も併せてさせていただいたわけであります。

改めて、今年の元日、能登半島地震の大きな災害が発生したことを受けまして、また先日は豪雨災害に見舞われました。亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

6月補正予算の議案質疑の中で少し触れさせていただきましたけれども、いわゆる耐震の関係ですけれども、昭和56年6月以降、新耐震基準における建築物は震度6強から7程度の地震にも一応倒壊しないと言われておりましたけれども、平成12年の建築基準法の改正によりまして、木造住宅の筋交いに接合金物が規定されるなどのより安全な建築物の構造強度に関する基準が見直されております。対象は29万5000戸。

一方、旧耐震基準で建てられた建物が今なお9万3000戸残っているということでございます。

市町の意向もいろいろと聞いているそうなんですけれども、昭和56年以降

平成12年までの間の補助につきましては、なかなか進んでおりませんが、国において対象を広げたとおり、三重県においても早く補助の対象を広げるべきではないかなど、このように繰り返し要望させていただいた上で、三重県の無料耐震診断は一般診断法、無料はね。これ、6月補正予算では、精密診断法といいまして、天井を穴開けて見たり床下を見たり、こういうようなことをすると16万円上乗せということで、そうすると施主はそのまた復旧、元へ戻さなアカンので、その16万円を使えんのかなみたいな話が周知されておりませんので、お聞きすると、その上乗せでそういう構造の設計費等ですので修繕も使えるということだそう。なかなか周知がされていないのではないかなと思います。剥がした壁や天井を戻す費用も補助対象内と、十分な周知をお願いしておきたいと思います。

ちょっと復習になりますけれども簡単に、（パネルを示す）この表を見ていただいたら分かりますように、住まいの耐震化ということで、6月補正予算が中心の話ですけれども、補助上限が100万円から150万円に、それから精密診断法によりますと16万円プラスされて34万円となりまして、いろんな補正予算が早くこの対象の県民の方々の補強工事につながるような施策につなげていただければありがたいかなと思います。よろしく願いをしておきたいと思います。

続きまして、伝統的木造建築物にかかる建築確認申請についてお尋ねをします。

伝統的構法というのはなかなか難しい表現なんですけど、これはまた説明しますと、（パネルを示す）これがそうなんです。

左手が伝統的構法なんです。見てもうたら分かりますように、昔の建物でございまして、一番分かりやすいのは下のほうに基礎が玉石の上に乗っていると、これが一番分かりやすいのかなと思いますけれども、今まで一般的にはこういう建物が多かったんです。

右手のほうが在来工法、最近の筋交いを中心とした、いわゆる剛といいまして硬くしながら、揺れても頑張れるという。

伝統的構法の下というのは、実は揺れたら足元が揺れるんですね。揺れても上はこう免震になっていまして、この本庁舎みたいに。考え方ですけれども、そういうようなことだそうでございますので、こういうことをしながら、この小規模の伝統的木造建築物の、小規模というのは200平米以下とか平家の話ですけれども、高度な構造計算によりまして大臣認定とか構造計算適合性判定を経て建築確認を受けると、こういうことと手続はなっています。

来年4月から施行されます改正建築基準法では、こういうのを建築確認申請が特定行政庁で4号特例ともいうんですけども、そういう専門用語は置いて、それは少し厳しくなるところと緩和するところと2号、3号に対象が分かれました、その説明をするとまた時間がかかりますので省略しますが、小規模伝統的木造建築物、木造建物ですね、生かしていきたいと、そういう趣旨でございまして、建築確認申請が必要な改修を行う場合、確認申請を行う場合、屋根を重くするとかですよ、それから壁を取るとか、こんなことをすると駄目なんですね。そうすると、構造が弱くなるので、そういうことがない限り、いわゆる改修をすることでしたら、先に言うた建築確認申請、大臣認定やその適合性判定は不要ということとなることと思われま

す。当局におかれましては、この法改正に伴いまして、まだまだなかなか周知されていないのか分かりませんが、特定行政庁はたくさんございますので、県であれ、市町であれ、民間であれ、いろんな特定行政庁が違います。ばらつきがあってはいけないのかなと。この際、きちっと対応していきたいと考えます。御当局の御所見をお伺いします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、建築基準法の改正による小規模伝統的木造建築物に係る対応について御答弁いたします。

来年4月から施行されます改正建築基準法では、建築確認申請手続の対象が拡充されますことにより、小規模伝統的木造建築物に係る建築確認申請も増加すると考えております。

今後、県と建築主事を置く市で構成されます特定行政庁の会議で、情報共

有や意見交換を行うことに加え、県内の各特定行政庁及び指定確認検査機関に対して、改正部分の説明会を行いながら、小規模伝統的木造建築物に係る取扱いや改正建築基準法の解釈・判断にばらつきが生じないように努めてまいります。

〔45番 中森博文議員登壇〕

○45番（中森博文） ありがとうございます。理事、あっさりとは答弁されますので、何か聞いている人、分かっていたか非常に心配しますけれども、よろしく願いしておきたいと思いますが、これは私の主眼とするところは、聞いとる人もちょっと分かりにくい、何かテクニカルなことばっかしで中森は難しく言うてんなという感じしか今、受け止めていないと思いますけれども、能登半島で感じたことは、解体に関する補助金がたくさんあります。公費解体が進んできました。それは伝統的建物も全部壊されています、一律。そういうことの現状を見まして、こんな大丈夫かなと。大丈夫かなって不安というんか、やむを得ないのかなと思いつつも、少しまだ頑張れるというんか、残せるというのもあるんと違うかなというのたくさんあるんですよ。一律壊すからそれは大変なことになるのではないかということで、地方から言いますと、伊賀もそうなんですけれども、伝統的建築物というのはたくさんあるんです。こういうのはやっぱり、もし何かあったときに全部壊しちゃうと、非常に地方にとっては観光資源にもなっているんです。古民家というので再生できるんです。古民家というところをやはり未来に残していかなくはいけないという、この観点があるから、こういうことを申し上げているわけでごさいます、国土交通省でも古民家再生、利活用の推進を進めているわけです。

福井県なんかすごいですよ。伝統的建築物の診断とか伝統的構法で補強計画する場合、耐震改修費には古民家耐震改修経費、最大237.5万円が補助されている、こんなすごい県もあるわけでごさいます、そこまでいけませんですけども、三重県もそういうところに着眼していただいて御検討いただければ、いい建物が残り、それがいい登録有形文化財になったり、そうい

うような風情が残るのではないかなと、このように思います。そんなことで、手続をしっかりとさせていただきながら、いい建物は残してほしいと、こういうことでございます。

いろいろと申しましたけれども、あと残されました時間につきましては、地元の防災・減災、国土強靱化ではありませんけれども、高規格道路等につきまして質問をします。

令和5年、昨年2月に代表質問で、名神名阪連絡道路をはじめとする三重県広域交通計画における名阪バイパス、中和津道路整備等々について質問させていただきました。伊賀地域の南北を縦断する広域幹線道路として国道368号の4車線化、広域であります名神名阪連絡道路がございます。そして、名張市からではありますけれども、名阪国道へのアクセス道路、上笠間八幡名張線が代表されております。

(パネルを示す) 名神名阪連絡道路のルートの繰り返しでありますけれども、ほとんど滋賀県なんですね。滋賀県のほうは向こうに国道8号もありますけれども、名神高速道路、新名神高速道路、そして名阪国道へと赤い印でして、これが名神名阪連絡道路。ほとんど滋賀県ですけれども、約3キロメートルほどは三重県なんですね。これは両県でしっかりとこれを進めることによって、三重県、四日市市であったりいろいろ皆と、北陸からの道路であったり、三重県にとってもリダンダンシーも含めまして非常に重要な南北幹線高規格道路ではないかなと、このように思います。

それから、黒丸でしたのは南進といいまして国道165号まで南へ進める計画もあるわけであります。

これの進捗状況をお聞きします。

名神名阪連絡道路、少し私のほうから紹介しますけれども、令和4年に名神名阪連絡道路有識者委員会が開催されまして、当時、地域住民への意見聴取に着手され、令和5年当初、伊賀地域での説明会が実施されました。今後は意見が整理され、有識者委員会が再開され、概略ルート、構造の検討が進められるとのことでした。あれから数年たっております。その中、

昨年11月には地元両県の国会議員、地方議員で構成します名神名阪連絡道路建設促進議員連盟が設立されました。また、今年5月20日には、滋賀県で関係市町、民間団体などで構成する名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会総会が開催されました。また、同23日には、さきの促進議員連盟の総会が開催され、建設促進の機運が醸成されております。

そこで改めて申します。地域住民への説明会の状況、概略ルートの構造の検討状況、今後の見通しについて御当局の御所見をお伺いします。

続けて国道368号4車線化ですが、これを言いますと、お隣の青木議員にも言われていたんですけども、国道368号の津市の美杉地内の下太郎生工区、また私どもの上長瀬工区の整備もしっかり言うてえやと、こんなことでございますが、よろしく願い申し上げますながら、4車線化についてよろしく願い申し上げます。

進捗を少し紹介しますけれども、（パネルを示す）これが伊賀市地内の4車線化の話でございまして、もう既に北のほうには名阪国道がもうそこまで見えているんです。そこへつなげていただくのはもう少しかなというように地域は期待をしております。

名張市工区も進めておりますけれども、写真は用意しておりませんが、よろしく願いを申し上げます。

それと併せてもう一つ、上笠間八幡名張線。（パネルを示す）これがなかなか撮った人、すばらしいですね。これ、上空からどうやって撮ったのか。ドローンを活用したんでしょうけども、このくっつとL字に曲がっていますけど、本来真っ直ぐ下へ、国道368号まで真っ直ぐ行く予定なんですけれども、今、途中の進捗がこのような様子で、これ薦生地内のところでもございまして、ここでは文化財も出まして、さすがに県の人文化財を守って上に道路を造っていただきました。薦生地内のバイパス工事を先行していただきながら、次は橋梁の設計などを聞いているところでございますが、今後の進捗について御当局の所見をお伺いします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、最初に、名神名阪連絡道路についてお答えいたします。

名神名阪連絡道路については、議員から御説明のとおり、計画している高規格道路であります。今、計画の具体化に向けて令和4年11月16日に住民、道路利用者からの意見聴取の妥当性や最適ルート帯の評価を目的とした名神名阪連絡道路有識者委員会を立ち上げまして、道路交通課題など様々な課題について助言をいただいているところであります。

また、令和5年1月12日から2月19日の期間において、沿線地域での住民説明会、地元や道路利用者からの意見聴取のほか、一般の方へのアンケート、民間企業、各種団体へのヒアリングを実施しているところであります。

現在、事業スキームとか事業の進み方をしっかりと検討しているところでありまして、年内には第2回名神名阪連絡道路有識者委員会の開催を予定しておりまして、意見聴取の結果報告や早期に効果が発現できるような進め方について検討してまいります。

引き続き、国、滋賀県と連携を密にし、名神名阪連絡道路の早期実現に向けて計画の熟度を上げてまいります。

次に、国道368号の4車線化についてであります。この道路、名張市側、伊賀市側と両側から事業を進めていまして、名張市内におきましては、昨年度までに約1.8キロメートルの区間が4車線化を完了しております。さらに、今年5月に伊賀市方面に向けて500メートル、4車線化の延伸をいたしたところであります。

現在、美野原橋南詰交差点までの500メートル区間の4車線化に向けて事業を進めているところであります。

次に、伊賀市内についてですが、こちらについては上之庄地内から大内橋までの約1.2キロメートルの区間について、令和7年度の完成を目指して工事を進めているところであります。

今後について、名張市内については伊賀市方面に向けて、順次、4車線化を進めていきます。

伊賀市内については、名阪国道の上野インターチェンジまでの200メートルについて4車線化が残っておりますので、こちらについてはインターチェンジの形状や周辺道路の接続などの課題、それらを整理しまして国土交通省との調整を進めているところであります。大内橋まで令和7年度に工事完了する予定でありますので、その後、早期に用地買収など現地着手できるように道路設計を推進してまいります。

次に最後、一般県道上笠間八幡名張線についてであります。こちらについては、バイパス整備に取り組んでいるところでありますが、まず、特に幅員が狭くて人家が連担している名張川の左岸、こちらの約300メートル区間について、令和7年度の早期に暫定供用できるように現在工事を進めているところであります。

右岸側については、令和7年度の工事着手に向けて、今、鋭意、用地買収を進めているところであります。

いずれの道路についても早期整備に向けて推進してまいりますので、よろしく願います。

〔45番 中森博文議員登壇〕

○45番（中森博文） ちょうど1分を切りましたので、すみません。改めてよろしく願います。

今回の総裁選挙、3候補とも実は季語があるんですね。早苗とか泉とか。石破さんについては茂が季語でございましたので、最後、一句を披露させていただきたいと思います。

「石固く 根付く力で 茂る三重」と、「意志固く 根付く力で 茂る三重」ということで、よろしく願います。

以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。11番 中瀬信之議員。

〔11番 中瀬信之議員登壇・拍手〕

○11番（中瀬信之） おはようございます。新政みえ、度会郡選挙区選出、中瀬信之でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、私から能登半島で正月に発生した地震、そして復旧・復興のさなかに発生した豪雨により、多くの人命が奪われましたこと、御冥福をお祈りするとともに、いまだ行方の分からない方々の一日も早い救出を祈るばかりであります。そして、被災された皆様の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

本日は、3点の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1点目は、食料の安定供給と食料自給力の向上についてであります。

今年も異常気象という言葉が日常的になってきました。今年の夏も日々的高温が私たちの生活を苦しめています。毎年、こんなことを経験しなければならぬほど、地球環境は厳しい状況となっています。自然環境でなく、ロシアのウクライナ侵攻がいまだに収まらず、中東の紛争も先が見えない状況が続いています。

日本では、急速に進む少子高齢化、都市部への一極集中による地方の衰退が加速度的に進んでいます。いつかは来るであろう南海トラフ地震におびえ、

度々各地を襲う多くの自然災害に見舞われ、ただ呆然とするしかありません。

最近、食料の安全保障という言葉をよく聞くようになりました。食料自給率の低い我が国にとって、食料品、資材、飼料等様々な輸入制限や自然災害で作物の収穫が減少することは大きな脅威となっています。さきの能登半島豪雨で、輪島市や珠洲市などにある水田の約700ヘクタールで冠水が発生したと発表されました。700ヘクタールは奥能登の米や麦の作付面積の4分の1に当たるようであります。ひとたび災害が発生すると、多くの作物の収穫が奪われる状況は、度々の報道がされています。生産者の中には先が見通せず苦しんでいる方がたくさん見えます。ますます食料自給率の問題が問われることとなります。

今年、国会で食料・農業・農村基本法の改正案が成立をしました。実に25年ぶりの大幅な改正であり、地球温暖化の影響や食料安全保障など日本の農業をどのような方向に導こうとしているのか、今後、読み解いてみたいと思います。

今回の食料自給に関する質問を行うことは、昨年の特別委員会、食料自給総合対策調査特別委員会の設置で、多くの会派から12名の議員が参加をし、1年間議論や調査を重ね、国に対して食料の安定供給及び食料自給力向上の対応強化を求める意見書の提出を行いました。知事には大きな区分として、食料の安定供給と食料自給力の向上、地産地消の取組・地場製品の充実・食育の推進、農林水産業の後継者・担い手の確保に対する提言書の提出であります。危機感を持った私たち特別委員会のメンバーは、今年三重県の食料自給や食料自給力を三重県が全国に先駆けて取り組むべきとの思いで、今回の提言を行いました。

知事への提言書の冒頭には、「農林水産業は命の源である食をつくり、安全で豊かな食が人の豊かさをつくっている。食は人間の礎であり、食べることは、生きることにほかならない。」との言葉から始まっています。この提言は、農林水産部だけでなく、環境生活部、雇用経済部、観光部、教育委員会など各部局を横断する取組として提出したものであります。対象となる各

部局は、提言書の取組の具体策に基づいて取組が進んでいることと思います。

日本の食料自給率は38%、その多くを輸入に頼っている状況でありながら、スーパーには多くの品物が並び、この数年は商品価格が高騰し買いづらくなったものの、お店では様々な商品を選び購入することができます。今年は、本来自給率が100%であるはずの米が売り場からなくなり、価格は高騰し、消費者は戸惑っている状況がテレビや新聞で報道をされました。ほんの少し需要と供給のバランスを崩しただけで米の在庫が底をつく、それだけ生産力が落ちていることだと思います。国は今の米不足を一過性のものだと言っていますが、その言葉をそのまま信じてよいものなのでしょうか。このような状況を目の当たりにしても、私たちは危機感をまだ感じられないように思います。

知事におかれましては、特別委員会からの提言を受け、早急に取り組むことが三重の県食料自給率や自給力を上げる、ひいては三重県の農林水産業の生き残りや発展に寄与すると考えています。三重県職員全員が食料自給率や食料自給力の問題に関心を持って理解をしていただかなければなりません。各部局に出された課題に取り組み、何よりも早く達成されることが重要です。知事の指導力と行動力を発揮し、そして県が一丸となって取り組むことが各市町や県民に対して大きなアピールになると考えています。知事の取り組む姿勢をお伺いしたい、そのように思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員からお話をいただきましたが、今年の3月に食料安定供給、あるいは担い手の確保などにつきまして、中瀬議員はじめ多くの議員の方から幅広い視点での提言をいただいたところでございます。

農業というものを産業として考えてみましたとき、あるいは安全保障という観点で考えてみましたときには、やっぱり持続可能であることが一番重要ではないかなというふうに考えております。食料の自給につきまして、今の日本の状況で全ての作物を100%というのは、これは現実的ではないということであれば、民主主義の国家の同盟国の間で役割分担を明確にして、どの

ように自給率を上げていくかということを考えないといけないというふうに思います。そういう意味では、国の果たす役割というのは非常に大きい、こう考えているところでございます。

持続可能で自給率をアップしていくためには、それはすなわち生産量を増やしていくということになりますけれども、効率的な生産、あるいは販路の拡大、安定化、これが何より重要だと考えております。効率的な生産のためには、集約化をしたり、あるいは企業による農業経営であったり、ITやAIなどによるスマート化、これを進めていく必要があると思いますし、販路の拡大・安定化のためには、地産地消であるとか、あるいは輸出の拡大、こういったものを行っていく必要があるというふうに思っています。

なお、地産地消については、三重県の農林水産業と並んで重要な産業である観光業、これへの貢献もございますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

議員から御提案をいただきました呼びかけにつきまして、農業の支援につきましては、例えば県庁食堂で私が三重県の農産物を食べさせていただいて、県民の皆さんに呼びかけをさせていただいたことも度々あります。また、そういった機会を捉えて、これからも呼びかけをしていきたいというふうに思っておりますし、農業関係、先ほど申し上げました集約化でございますとか、あるいは販路拡大につきましては、今年度予算でも取り組んでおりますが、県庁職員と一緒に来年度予算でもさらなる取組について検討していきたいと考えてございます。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） 答弁をいただきました。今、知事のほうから同盟国とかいろんなところから輸入という話もありましたが、世界状況を見ると、同盟国で物を提供するよというところもたくさんあるかというふうに思いますが、自然環境やそういうことを考えていくと、やはり自分の食べるものを自国で作っていくということが主にならんとあかんと思うんですね。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

いつまでも38%という状況が続いとる状況はよくないというふうに思います。知事におかれては、そういうことも考えながら、私たちは基本的には3度3度食事をするわけですね。朝御飯、昼御飯、晩御飯。そういう中で自分の食べとるもんはどこの産地のもんやろかということを考えていくことは非常に重要なことやというふうに思っています。そういう意味では、知事が先頭になって、地産地消であったり自分のところのものを食べていくようなことをいろんな広報の場所を使って、県民の方に伝えていただくのが一番いいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、二つ目の質問なんです。米の消費拡大についてお伺いをします。

私たちの主食である米価が、今年は昨年に対して5割近い高騰となっています。生産者にとって出荷価格が高くなるということはいいことなのですが、もろもろの資材など的高騰で利益が大きく増加したとは考えられません。むしろ米の販売価格の高騰で消費が落ち込み、米離れが一層進行していくことが心配される、そういう状況であります。私なりに食料自給を考えると、和食文化の中心であるお米の消費拡大が何より重要ではないかというふうに考えております。

ここでひとつ、皆さん、NHKの朝の連続テレビ小説というのをなかなか職員の方は見る機会はないと思うんですが、NHKプラスとかいろんな形で見ている方もたくさんみえると思いますので、少しだけ紹介をさせていただきます。

ちょうど先週の9月27日に最終回を迎えた「虎に翼」、女性初の弁護士である三淵嘉子さんの半生を描いた物語がありました。三淵さんの功績はすばらしいものであったというふうに思いますが、その中で度々出てくる梅子さんという方が真ん丸のおにぎりを作っている場面がたくさん出てきます。日本の食卓におにぎり。私は、何か非常にええなという思いで見えていましたら、今回、また新しい連続テレビ小説が昨日から行われるようになりました。それは「おむすび」という名前です。私はおむすびというと、何かちょっとお

にぎりというイメージが強いんですが、題名は「おむすび」だそうです。

主人公の米田結さんという方がみえて、食と栄養に関心を持って栄養士を目指すという物語らしいです。人は食でつくられている、食で未来を変えていくというテーマがあるそうであります。主人公の名前が米田結さん。名字が米に田んぼ、名前が結と書いて、米と田んぼが結ばって題名が「おむすび」ということになる、こういうことが私たちは何か非常に心がほっとするような感じで、これから日本の食卓がすごいことが起こるんと違うかなという思いで、このドラマを見させていただきたいなというふうに思っています。このドラマに出てくるおにぎりは、さっきの真ん丸じゃなくて真三角の本当にきれいなおにぎりが画面にまず出てきます。一度、御覧になってください。

このドラマは、家庭での食卓にたくさんのメニューや全国各地の郷土色豊かな御当地メニューが出るそうであります。今回の私の質問である食料自給の問題や米の消費拡大が和食文化の推進などを伝える上では、大きな前進になるのではないかと期待しているところであります。

(パネルを示す) これをちょっと御覧ください。お米の1人当たりの消費量ということです。昭和37年度は118.3キログラム。令和3年度には51.5キログラム。半分以下になっているということですね。これ1日に換算すると約1合弱ということになるそうであります。

日本の食事の中心であった米の消費が急激に減少した理由の一つとして、食の欧米化ということが言えるのではないのでしょうか。

(パネルを示す) 次の写真を御覧ください。これは水稻農家、1970年頃は466万戸。これが2020年は70万戸。大幅に減少をしています。50年間で約7割の減少。それと、米の生産量。1970年頃は1253万トン、そして2020年が776万トンということで、これも大きく減少をしています。

続いて、もう一つ。(パネルを示す) これは農地の面積です。畑と田んぼのほう。これも約71.5%ということで、3割ほど減少しているという状況です。

それで、もう一つ。(パネルを示す) こちらの映像で食料自給率が真ん中

辺りに書いてありますが、73%あったものが38%、先ほど申し上げた数字です。

そういう中で、自給率がどんどん下がっているのにお米は自給率がほぼ100%。これは何でかなという、米の消費が減ったということらしいです。米を食べなくなったという現象が続いています。

それからもう一つ。（パネルを示す）こちらの映像です。これは小麦の国産生産量、輸入量、自給率というものです。これは戦前になりますが67%、いっときは129%もあった。それが終戦を迎えたときから輸入量がどんどん増えてくる、国内生産については低い状況。小麦の自給率は終戦直後は45%あったものが今、15%になってきているという状況であります。

これは何かというと、輸入先というものがあって、アメリカやカナダやオーストラリア産の小麦が年々増加をし、国内生産量は15%まで落ち込んだということです。小麦の輸入の拡大とともに食の欧米化が進み、私たちの和食文化の中心である米の消費も生産量も減少し続けているという状況であります。

日本農業の生産の中心である米により生計を立てていた農家が後継者もつくれず、農地も守れず、衰退の道を進むだけであります。農業の現状を踏まえ、日本人の食文化の中心であるべき米の消費拡大をどのように進めるか、農林水産部長にお伺いをいたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 県産米の消費拡大の取組について、御答弁を申し上げます。

本県は、水田が耕地面積の4分の3を占めておりまして、米は県内全域で生産されている主要な農作物でございます。

また、多くの食料を輸入している状況にある中で、食料の安定供給を図る上で、県内で自給可能な米は極めて重要な品目であると認識をしております。

しかしながら、人口減少ですとか食の多様化が進む中で、米の消費量は御指摘のとおり減少しております。

このため、県産米の販売促進ですとか消費拡大に向けて、県やJ A、卸売業者等で構成します、みえの米ブランド化推進会議が中心となりまして、県内、それから首都圏、関西圏の量販店における試食、PRイベントを継続的に実施しております。

また、三重県産米アンバサダーに就任をいただきました宿泊事業者、外食事業者により、お客様への県産米の魅力発信ということも令和4年度から取り組んでおりまして、アンバサダーは今年度も9事業者増加し、31事業者となる見込みでございます。

さらに、みえ応援ポケモン、ミジュマルを活用した取組も進めており、県産ブランド米、結びの神とのコラボ商品の販売に加えまして、今年度はこの県産米のPR動画を小学校の教材として提供しているところです。

こうした幅広い消費者層への働きかけに際しましては、県産米の品質、特徴だけでなく、お米をおいしく手軽に食べていただける調理方法ですとか、レシピも併せて紹介するなどの工夫も行っております。

今後も引き続き、みえの米ブランド化推進会議の取組も通じまして、消費者に向けた県産米の販売促進、消費拡大を進めてまいります。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） 答弁をいただきました。米の拡販は大事なことですよね。やはり米の生産が主たる農業者にとって、その米の消費が減るとということは生産できないという状況になって、今後、農業を辞めていかなければならない方が増えていくという状況になりますので、あくまでも生産者が生き残っていくためには、米の量販ということを一生懸命していただきたい。今は県内、県外、国外とかいろんなことがあると思いますが、どうぞ知事に先頭に立ってそういう消費拡大も進めていただきたいという思いがありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、2点目の質問であります食育の推進について伺います。

その中の一つ目は、学校給食における和食文化の継承と地産地消の拡大についてであります。

2013年、ユネスコの無形文化遺産に日本人の伝統的な食文化として和食が登録されました。和食の登録申請概要は、多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重、栄養バランスに優れた健康的な食生活、自然の美しさや季節の移ろいの表現、正月などの年中行事との密接な関わりの要素を持った伝統的な食文化であります。

一方で、社会環境が変化する中で、日本人の食文化の存在感が薄れつつあると言っています。

このような中、和食文化を次の世代に伝える一つ的手段として、学校給食に大きな期待が集まっていると言われています。

(パネルを示す) この映像を見ていただきたい。これ、非常に文字が細かくて見づらいということがありますので、その中の幾つかを紹介しながら進めていきたいというふうに思います。

この中で「世界に目を向けると、日本に先立ってユネスコの無形文化遺産に登録されたフランス（フランスの美食術）やスペイン（地中海の食事）では、児童生徒たちへの食文化の継承が重視され、学校での食文化の教育が熱心に行われています。和食の保護・継承に向けた検討会で実施されたアンケート調査の結果をみると『和食』を守りつないでいくうえで、中心となるのは？の問いに対して『家庭の主婦』『小学校の児童』『中学校・高校生』に加えて『料理人』『学校給食関係者』が上位に入っています。学校で学んだ内容を児童生徒たちが家庭に持ち帰って親に伝え、それが家庭に浸透し、食文化が継承されていくという考えがあるようです。食文化を継承する重要な方法として、学校給食には大きな可能性がある」と結んでいます。

米飯給食の推進は着実に進んでいて、全ての学校で米飯給食を取り入れていると伺っていますが、週当たりの取り入れ回数は学校によって異なっていると伺っています。全国的には全ての給食で米飯を取り入れているところもあるようであります。

和食の食材は、その地域ごとの新鮮な季節の食材や年中行事に関わった料理を提供しています。その中で、中心的な食材がお米であることは言うまで

もなく、食育を進める上で大きな役割を果たしています。子どもたちが食育を学び、おいしく学校給食を食べて子どもたちが育ち成人したときに、和食の意義や地産地消の果たす役割を理解し、次世代に食育の重要性をつなげていけば日本の食文化は守っていける、そのように思います。

学校での食育において、和食についてどのような指導がなされているのか、また食料自給力向上のため給食における地産地消の現状と課題について伺います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、学校の食育における和食の指導、それから給食における地産地消について答弁させていただきます。

学校での食育は、日本の伝統的な食文化の一つであります和食や地域の特性を生かした食生活、食料自給率等を理解、尊重しようとする態度を育むということを重要な視点の一つとして取り組んでいます。

和食を取り扱った食育の例としましては、和食の基本となるだしについて、地域の伝統的な行事食や郷土食を給食の献立を基に学習するということとか、和食で大切な役割を担う米について、地元の米農家を講師に招いて田植え・稲刈り体験を行うとともに、国内産米の消費状況や米農家の現状を学ぶ授業を受けると、そういったことがございます。

それから、学校給食における地産地消の例として三つほど申し上げますが、3月のひな祭り給食でちらしずし・菜の花蒸し・すまし汁を、卒業給食で赤飯・けんちん汁を献立にするなど、行事食や郷土食における和食の提供等を通じまして、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるように進めています。

それから、二つ目としまして、県内産の米飯を週3回以上提供するとともに、地域産の米を導入することで地域を大切にすることを育むことにもつなげています。

それから、三つ目として、子どもたちが地場産物を取り入れて朝食の献立を考えます、みえの地物が一番！朝食メニューコンクールを開催しまして、

地域や生産者への関心を高める機会としています。

今後につきましても、教職員向けの研修会や市町教育委員会との会議等におきまして、日本の伝統的な食文化である和食や地産地消についての指導内容を情報共有するなどして、取組を一層推進してまいりたいと考えています。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） 答弁いただきました。小さい子どもたちが学校給食を最近はおいしく食べて、そのことを家で伝えて、その子どもたちが大きくなったときに、そういう思いを持って生活していくということが本当に重要やというふうに思います。

今、言われたように、お米も地場産のものを使っているのが非常に多いって言われていますが、最近はお米のコシヒカリもなかなか一等米が出なくて、品質が悪い状況があって、結びの神を三重県が一生懸命販売したいというふうに言うてます。結びの神を使っている学校も、多分たくさんあると思います。そういうことで、そういう面でも県と農林部署も一緒になって、学校給食でその食材の育て方ということも一生懸命していただくと、本当にええんとちゃうかなというふうに思います。自給率を上げていくためには、まず子どもから、学校からということが非常にいいんじゃないかなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから、二つ目は、それに絡んで栄養教諭等の役割及び定数並びに今後の進め方について伺います。

私は、5年前にも栄養教諭について質問させていただきました。答弁の内容として、栄養教諭が果たすべき役割は多岐にわたっていて、ますます重要となっている。近年の子どもたちの食生活の乱れ、食に関する正しい知識の習得、望ましい食習慣を身につけることが求められている。食事にアレルギーを持つ子どもが増加傾向にあることから、食の専門家である栄養教諭の必要性が増加しているとの答弁をされています。

そして、国へは栄養教諭の配置基準を改善するように要望している。今年もしていますよね。そういうことからいっても、栄養教諭の配置基準がいま

だに改善されていないという現状もあります。

栄養教諭の役割は、和食の推進や地場産の生産物の利用拡大や栄養、アレルギー対策を個別に行いながら献立をつくったり、生徒への指導など多くの取組をしなければなりません。働き方改革の進む中、今の配置基準では細やかな栄養指導や給食をつくるには時間が不足すると考えられます。将来を担う子どもたちに適切な食育を指導していくためには、栄養教諭の役割はますます重要と考えています。

栄養教諭、学校栄養職員、それと令和6年度より配置となった栄養教諭支援員の役割や配置の考え方についてお伺いをいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、栄養教諭等の役割、それから配置について答弁させていただきます。

栄養教諭は学校給食の管理を担う業務に加えまして、食に関する指導を行っております。児童生徒が発達段階に応じて食生活に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、積極的に取り組んでいます。近年では、9割強の学校に食物アレルギーを有する児童生徒が在籍しておりまして、一人ひとりの状況に応じた対応など、栄養教諭の果たす役割も大幅に増加しています。

栄養教諭の配置は国の基準によりまして、550人以上の給食実施校に1名、549人以下の給食実施校4校に1名とされています。給食センター等で2校以上の給食を調理している共同調理場では、児童生徒数の合計が1500人以下で1名、1501人から6000人で2名、6001人以上で3名となっています。

今年度は、この基準に基づきまして、公立小・中学校に栄養教諭、または臨時学校栄養職員を127名配置するとともに、国の加配措置として10名を加えまして、合わせて137名の配置としています。

また、今年度より新たに、県単独措置として食物アレルギーを持つ児童生徒が多数在籍する学校に非常勤の職員、これは栄養教諭支援員というんですけれども、5名配置して栄養教諭を支援しています。

国の加配措置を含めましても栄養教諭等は137名ということで、小・中学校は全部で490校余りあり、全ての学校に栄養教諭を配置できないということになりますので、栄養教諭は複数の学校を兼務する必要が生じてきます。県教育委員会としては、できる限り地域の実情に応じた配置に努めていますけれども、地域によっては兼務校が広域にわたったり、兼務校の数が多くなったりする状況が避けられない場合もございます。

このため、食に関する指導や食物アレルギーへの対応などがより充実するように、引き続き国に対して、栄養教諭の配置基準の改善や加配の拡充について粘り強く要望するとともに、県としましても栄養教諭の配置の維持・拡充に努めてまいりたいと考えています。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

〇11番（中瀬信之） 今、教育長のほうから配置基準であったり、どういう形で充てているか。栄養教諭支援員については、アレルギーとかそういう対応を要する者が多いところに充てているということで、今年5名でしたか、していると思いますが、実際の学校の配置の人数をずっと見てみますと、市と言われる人数の多い学校については、例えば10名とかですね、10数名が配置されて、そういう方々が一緒になって献立を考えたり、いろんなことができて、相談のできる体制がどうもあるようなんです。

しかしながら、小さな行政単位、町単位になってきますと、ほとんどの学校が550人を満たさないとかそういうことで、各町に1名というところがたくさんあるというふうに聞いています。

そういう中で、いろいろ話を聞きますと、何から何まで1人でしなければならぬというようなことが言われています。献立を立てるのも1人、遠い学校へ行くのも、地方になると面積的に非常に広くて隣の学校に行くだけで何十分もかかるという状況があると思うんですが、そういう中で時間的制約もあってなかなか動けないということもあると思いますので、その県の単独配置についても、そういうことも加味しながら今後、考えていただくのもどうかというふうに思います。それについていかがでしょうかね。

○教育長（福永和伸） 担当部署も大変頭を悩ませながら配置をしておりますが、私どもも今日、答弁するときにもいろいろ話し合ったんですけれども、やはり多く配置するところは食物アレルギーの生徒が多いところということで、どうしても今、中瀬議員がおっしゃったように、地域を優先してしまうと、そういう食物アレルギーの多いところが逆に手薄になったりしますので、しっかりと総合的なバランスを考えて今後とも配置したいと思いますし、言われたように、地域の事情をできるだけ反映するように努力していきたいと思っております。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） 今、教育長が言われたように、地域の実情とかでいろんなことが多分あると思っておりますので、非常に頭の痛いことだというふうに思いますが、これは全ての学校の教科・教職員も一緒なんですよね。どこも満たしていると思いませんので、そういう面からいくと、この食ということも非常に重要なことだというふうに思っています。そういう子どもたちが将来育って、最終的には医療的ケアを受ける確率が低くなったり、もしそういうことにつながるのであれば、本当に大切な仕事やというふうに思っておりますので、今後も粘り強く国のほうへ要望を出していただきながら、増配置というようなことも考えていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして三つ目は、市町における食育推進計画が策定状況について伺いをしたいというふうに思っています。

三重県食育推進計画は、平成19年の3月に第1次食育推進計画がスタートし、5年ごとの改正が行われて、今年、令和3年度からスタートした第4次食育推進計画であります。

第4次食育推進計画の具体的な施策に書いてあることがありますので、少しだけ紹介をさせていただきます。大きな項目が三つありまして、1番目が「豊かな生活を支える食育の推進」ということで、「家庭での取組」の中では望ましい食習慣や知識の取得、妊産婦や乳幼児に関する栄養の指導、健康寿命の延伸、栄養バランスが優れた日本型食生活の実践、災害を意識した食

の備え。大きな二つ目としては、「学校、幼稚園および保育所での取組」。学校給食の教育的意義を高める取組、食育を通じた健康状態の改善等の推進、就学前の子どもに対する食育推進。大きな三つ目が、「多様なつながりによる取組」ということで、専門的知識を有する人材の養成・活用、食の安全・安心の確保、職場における従業員等の健康に配慮した食育推進とあります。

それから、「豊かな地域を支える食育の推進」というのが2番目にありまして、その中に「農林水産業の理解を深める取組」、二つ目が「市町食育推進計画の作成支援」ということであります。

大きな三つ目ですが、「豊かな環境を支える食育の推進」ということで、「環境に配慮した食料生産と消費に向けた取組」、持続的な生産方法や資源管理等に関する普及啓発、エンカル消費の啓発、食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組。

このような取組を行いながら、食育推進計画が県内各市町で進んでいくわけではありますが、令和7年度、これ来年度になります、食育推進計画の最終年度であります。7年度末を見据えた計画達成が望まれるところでありますが、各市町の策定状況についてお伺いをいたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 市町における食育推進計画の策定状況について、御答弁を申し上げます。

食育は、議員からも御紹介ありましたけれども、自然への恵みへの感謝の念、あるいは生産現場への理解を育むということと併せて、食料自給率の向上や県産農林水産物の消費拡大につながる大変重要な取組であると認識をしております。

この食育を県全体で進める上で、県と市町が取組の方向性を共有し、連携することが欠かせないということから、この第4次三重県食育推進計画におきまして、令和7年度までに全市町でこの食育推進計画を策定するという目標を掲げております。

この第4次の計画期間中に、これまで4市町で新たに計画が策定されてお

りまして、令和5年度末時点で計画策定のされた市町は23に増加をしております。

市町におけるこの食育推進計画は、単独で策定される場合や他の計画と一体的に策定される場合など様々な形がございます。市町の実情に合わせた調整や支援が必要となっておりますので、県といたしましては計画が未策定である市町に対しまして、この計画の意義や県内の優良事例の紹介を行いますとともに、健康づくりに関する計画との一体的な検討など、具体的な進め方の提案を行っております。

また、市町、学校給食の関係者、農林水産関係団体、県などが一堂に会します三重県地域食育推進連絡会議におきましても、計画策定の機運の醸成を図り、現在さらに2市町で具体的な検討が進められているところです。

引き続き、市町に寄り添った支援を行いまして、全ての市町で計画が策定されるように取り組んでまいります。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） 答弁をいただきました。第4次三重県食育推進計画がもうすぐ終了しようとしています。県内の各市町、様々な条件があると思いますが、ほぼ達成に向かっていているという答弁でありました。県内の食料自給率とか自給力を高めていく上で、食育の推進計画というものは非常に大きな意義を持つというふうに考えています。そういう意味では、三重県内一丸となってこの取組を進めていって、三重県の食料に対する意識がますます高まるといいかなという思いであります。

そういうことを願って、次の、3番目の質問に移りたいというふうに思います。3番目の質問は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催についてであります。

今年オリンピックイヤーということで、パリオリンピック・パリパラリンピックが開催された。三重県からも多くの選手がオリンピックやパラリンピックに参加をして、すばらしい成績を収められたということはもう皆さん御存じのことやというふうに思っています。

私なりに、今回のこのようなすばらしい成績を三重県選手団が収められたということは、まず一つには、昭和50年に開催されたみえ国体から引き継がれた各競技団体の歴史というものが大きな要素であるというふうに思っています。それと、2021年に向けて開催予定であった三重とこわか国体・三重とこわか大会のために、約10年をかけて選手を育ててきた各スポーツ団体の強化策にあると考えています。改めて、三重県のスポーツに対する取組の成果を称賛したいなど、そのように思っています。

さて本題であります。知事は任期1年目に国体の中止の決断をされた。大変難しい決断であったというふうに思われますが、新しく生まれ変わった2035年の第89回国民スポーツ大会・第34回全国障害者スポーツ大会が県内で開催されることが内々定を受けたということでもあります。2021年開催の三重とこわか国体の中止の判断には、選手はもとより関係団体や多くの県民から失望の声を多く聞きました。残念な思いをされた方もたくさん見えたと思います。今回の内々定を受けるに当たっては、県民の皆さんや各競技団体の要望、県議会からは第89回国民スポーツ大会及び第34回全国障害者スポーツ大会を本県に招致することを要望する決議がされたことが上げられます。今年から三重県での国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて県は動き始めたということです。全国の知事からは抜本的な見直しを求める声も上がっています。この意見を無視して開催を考えることはできないと考えますが、県を挙げてスポーツを盛り上げる、そして県のスポーツレベルの向上を図るための施策は意義があることと考えています。

一つ目の質問は、国体の開催の中止と、改めて2035年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を決断した知事の思いをお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員から御指摘のように、今年はパリオリンピック、そして何よりパリパラリンピックも開かれております。三重県の選手、藤波朱理選手、あるいは体操の杉野選手も金メダルを取っていただきまして、非常

にいい成績を上げていただきました。さらに、パラリンピックでも銅メダルを取っていただいたりということで、非常に頑張っていていただいております。これは県民に大きな希望を与えていると思います。

さらに毎日、皆さんテレビで見られておられると思います。今年のシーズンは終了いたしましたけど、アメリカの大リーグで大谷翔平選手が今までにアメリカの選手や世界の誰も成し遂げられなかったような成績を上げております。スポーツはこのように我々に希望を与えてくれるわけです。ちょっと仕事が嫌やなと思ったときでも、大谷選手の活躍を朝、夜見ますと、ちょっと元気が出てくるなという感じがしております。

そういう意味も込めて、令和17年、国民スポーツ大会、そして全国障害者スポーツ大会、これを開催したいということで県議会からも令和6年6月に決議をいただきました。

また、それに先立ちまして令和5年の8月に、三重県スポーツ協会の会長から要請をいただきましたので、2巡目の最後となりますが、令和17年、ここで三重県の国民スポーツ大会、そして全国障害者スポーツ大会、これを開催しようということで、議員から御指摘いただいたように、内々定をいただいたところでございます。

この大会に当たりましては、参加をされる選手は当然でありますけれども、前回の大会、私、なかなかあまり記憶に残ってなくて、同級生のお姉さんがプラカードを持って野球の大会で行進したなというぐらい、あるいは亀山市でウェートリフティング、しっかりと頑張っていたいなぐらいの記憶しかないんですけども、今度は多くの県民がすばらしい経験、あるいはすばらしい競技を見ることができたと思っていただけるように、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

そのためには、市町とか、あるいは県のスポーツ協会とも調整をしながら、準備をしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） 答弁をいただきました。スポーツには大きな希望がある、

そのとおりですよ。気持ちが落ち込んでいるときでも、先ほどの藤波朱理選手とか、それからアメリカで活躍されている大谷翔平、そういうのを見ると、すかっとしますよね。

そういう面では、今回の2035年の国スポというんですか、前の国体と言われるのが単独県で開催される2巡目最後の国スポになるわけですよ。そういう意味では、身近でこれだけ大きな大会を見られる県民の方とか、特に子どもたちが将来のスポーツだけじゃなくて目指すものをきっちりと取れるように思います。そういう意味では、大きな意義があるというふうに思っておりますので、知事、ぜひとも先頭になって、これからまだ10年そこそこありますので、詳細なことを決めていっていただきたいなというふうに思います。

その中で、二つ目の質問です。これは選手強化と指導者の確保ということでもあります。

前回の東京オリンピックやパラリンピックや今回のパリオリンピック・パラリンピックで、三重県選手の活躍が三重県民にとって大きな希望や励みになったと思います。強い選手を育てることはやはり重要なことと考えています。そして、県民が一丸となって応援するためには、選手の強化や指導者の確保はどうしても必要になります。局長の強化策についてお伺いをいたします。

〔藤本典夫地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） 本県での国民スポーツ大会の開催に向けた選手の強化、指導者の養成について御答弁いたします。

11年後の国民スポーツ大会の開催に向けては、将来、本県の競技スポーツの担い手となるジュニア選手の育成及び優れた指導者の養成に取り組む必要があります。今年度、選手の育成については、全国大会等で活躍が期待される選手の強化指定や国際大会等で活躍するアスリートの発掘等を行い、将来の競技スポーツの中心となるジュニア選手の発掘・育成に取り組んでいます。

また、指導者の養成につきましては、医学、科学の知見に基づく指導法の導入やハラスメント防止に向けた意識啓発に取り組み、資質や指導力の向上

を支援しています。

スポーツには私たちの人生をより豊かにする力があり、一体感の醸成や地域づくりにも資するものです。こういったスポーツの持つ力を多くの県民の皆さんに感じていただけるよう、今後、令和17年の国民スポーツ大会に向けて競技力向上のための強化策を立て、計画的に取り組むとともに、恒常的に県全体の競技力の底上げを図ることが重要であると考えています。

引き続き、将来を担うジュニア選手の発掘・育成や選手を支える優れた指導者の養成にしっかりと取り組んでまいります。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○11番（中瀬信之） 答弁をいただきました。

ジュニア層、これから11年って今、言われましたが、ちょうど高校生とか大学生になるということを考えますと、今の小学校の低学年、1年、2年、3年生辺りが中心的な選手になるかというふうに思います。

そして、そういう選手たちは、今、ジュニアのスポーツクラブとかそういうところで練習をしている方が非常に多い。そういう方が将来を担っていくという比率が非常に高くなってきているように思いますので、そういう面では指導者の育成や養成にこれから力を十分に注いでいただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問になります。10年先を見越した予算の確保についてお伺いをいたします。

全国大会を目指すには、施設や整備など選手の育成や強化に係る費用など様々な予算が発生しますが、短期、中期、長期と時期ごとに合わせた予算計画が発生すると考えますが、特に選手に関わる予算については、選手本人やスポーツ協会等に大きなしわ寄せが行かないように配慮をお願いしたいと考えています。

各競技会で上位を目指す選手になると、県内にとどまらず県外遠征や試合など多くの大会に出場し経費もかさみます。選手や家族に負担のかからない選手ファーストの考えも取り入れた予算確保が必要と考えますが、予算確保

に向けた取組をお伺いいたします。

〔藤本典夫地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） 国民スポーツ大会については、運営や施設整備に係る負担が大きいなどの課題があり、現在、日本スポーツ協会の今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議において、3巡目国民スポーツ大会の在り方が議論されており、令和7年3月末までに今後の方向性を取りまとめることとされています。

令和17年の国民スポーツ大会の開催に向けましては、これらの議論等も踏まえるとともに、これまでの経験やノウハウを生かし、経費削減と併せ競技力向上対策等の経費も含め、必要な財源の確保に取り組んでまいります。

〔11番 中瀬信之議員登壇〕

○14番（中瀬信之） 最後になります。この国スポについては2巡目最後ということで、自県開催ということで知事はおっしゃいましたので、それに向けて全ての県民が力合わせて頑張っていきたいというふうに考えています。頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

これで終結いたします。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。43番 中嶋年規

議員。

〔43番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○43番（中嶋年規） 志摩市選挙区選出、自由民主党の中嶋年規でございます。よろしくお願いたします。

さきの9月25日、山崎議員がこの議場で質問された日は、まさに山崎議員の還暦のお誕生日でありまして、改めておめでとうございます。（拍手）

本日10月1日は私の誕生日ではなく、私は6月1日なんですけれども、志摩市の誕生日になります。本日、志摩市制20周年を迎えることができました。この10月の5日には志摩市制20周年記念式典、知事も御出席いただけるというふうにお伺いしておりますけれども、これも開催されることとなっております。平成の合併でいろんな合併した市町がこれから20周年を迎えることになろうかと思いますが、先陣を切った志摩市制20周年であります。様々な課題がありますけれども、さらに志摩市が三重県の発展にとってもプラスになるような振興を図っていけるように、先輩の山本教和議員共々、頑張っていきたいということを改めてお誓い申し上げたいと思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

能登半島地震の教訓を踏まえた取組ということで、1月1日に地震があって、復興に向けて歩み始めたところで、9月21日に線状降水帯の発生による豪雨に見舞われた能登半島、この立て続けの大規模災害によってお亡くなりになられた方々に、心から御冥福をお祈りしたいと思います。

また、先ほど海上保安庁から発表がありましたけれども、福井沖で輪島市の中学3年生、喜三翼音さんの遺体が見つかったであろうという報道がなされたところであります。本当に心から弔意を申し上げたいと思いますし、ほかの行方不明の方の一刻も早い発見、救出をお願いするところであります。

また、被災された全ての方々にお見舞い申し上げ、私たちは被災地に寄り添った支援を引き続きやっていくことをお誓い申し上げたいと思います。

久居市に駐屯しております陸上自衛隊第33普通科連隊は、発災直後から現地へ赴き、孤立した地域への物資の提供をはじめ、被災者支援に多大な成果

を上げられました。

また、伊勢市に駐屯しています陸上自衛隊第10飛行隊も、ヘリコプターによる人命救助など迅速なオペレーションを展開し、その行動力と実行力には心から敬意と感謝を申し上げるところであります。

今回、県のほうで南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針【発災当初版】というものをつくっていただきました。これ、大変多くの気づきがある大変すばらしいものであります。県や市町の職員、関係機関など現地で支援活動を行った際に得た多くの知見、気づきを取りまとめていただいております。

また、現在、発災当初から復旧フェーズ版の取りまとめも行っていると聞いておるところであります。

この取りまとめには、自衛隊員からの聞き取り内容は盛り込んではいないものの、県では派遣された自衛隊員とも意見交換を行い、数々の学びを得ているものと思われま。

そこでお伺いいたしますけれども、能登半島発災初期に現地へ赴き活動した県内に駐屯する自衛隊との情報交換を通じて得た学びはどのようなものか、またそれを今後どのように生かしていくのかお尋ねいたします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） 能登半島地震における自衛隊からの学びについて、答弁させていただきます。

能登半島地震発生の際、三重県は輪島市役所に支援に入ったわけですが、そこには自衛隊の指揮所も設置されておりまして、津市に駐屯する陸上自衛隊の第33普通科連隊が連隊長の指揮の下に、救助・救援だけでなく物資輸送や道路啓開、そして被災者ニーズの把握など、実に様々な支援活動を展開しておりました。

三重県とこの第33普通科連隊は、防災訓練や連絡会議を通じまして日頃から顔の見える関係を築いております。そういうことから、被災地においても連携して支援に当たることができたというように考えております。

例えば、輪島市が避難所へ段ボールベッドを運ぶ際に、その手段に困っていたことがありました。その際、三重県がこの第33普通科連隊に相談したところ、その機動力を生かし、即座に運搬の対応をしていただきました。

また、現地において連隊長から関係機関が持つ情報がその現場で錯綜して全体像が把握できない、こういった課題が提起されたこともありました。その際も県が輪島市に対して、救助要請や孤立地域などの情報を1枚の地図に落として、そして全員で共有できるように、災害対策本部の部屋のレイアウトを変えることを提案して改善が図られたと、そういうこともありました。

さらに連隊長には、5月2日に開催されました市町長と知事との意見交換会議、これ、南海トラフ地震対策の強化というのをテーマに開催したんですが、その際、御出席をいただきまして、輪島市ではいろんな情報が集まっているんだけど、そういった収集した情報を集約して市長に報告するメカニズムができるまでに非常に時間がかかったと、こういった気づきを共有していただきました。

こうしたことを踏まえまして、9月6日に実施しました図上訓練におきましては、警察・消防・海上保安庁・自衛隊といった実働機関が収集した情報を県のオペレーションルームの中心に配置しました地図に落とし込みまして、それを整理・分析して災害対策本部長である知事に迅速に報告する流れを確認したところです。

今後、関係機関相互の円滑な情報共有や災害対策本部長への迅速な報告の在り方など、自衛隊から学んだことを災害対応のオペレーションに生かして、南海トラフ地震対策の一層の強化を図っていきたいというふうに考えております。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） 御答弁いただきました。私どもも明野の方だとか第33普通科連隊の方とも意見交換をさせていただく機会がございまして、そこやはり私どもが学んだのは、いかにその現地の情報をどう整理してどう抽出してしかるべきところへ持っていくのかという、この情報の大切さというところ

ろを非常に学んだところがございます。既にもう防災訓練のほうでも、図上訓練ですけれども、取り入れていただいているということでございますので、ぜひそういった学びを引き続き得ながら、三重県の防災体制の強化につなげていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会というものについてのお話をさせていただきます。

(パネルを示す) これ、国土交通省中部地方整備局がプレスリリースしたペーパーなんですけれども、6月24日に本県の伊勢志摩エリア・東紀州エリアを対象に県の松阪庁舎で開催した南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会というのがございます。この検討会は、能登半島地震を教訓に、半島における被害の特徴を踏まえた総合啓開初動時オペレーションシナリオを作成する、分かりづらいですけど、もう1回申し上げます、総合啓開初動時のオペレーションシナリオを作成することを目的に開催されたものであります。これは今のところ、伊豆半島と伊勢志摩・東紀州エリアのこの2か所だけをターゲットにして開かれている全国でも稀有な、珍しい、非常に重要な検討会だというふうに伺っておるところであります。

そこでお伺いいたしますけれども、この検討会における議論を受けまして、県として得た新たな気づきや新たな取組への示唆など、その成果はどのようなものであったのか、またそれを今後どのように生かしていくのか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長(若尾将徳)** それでは、南海トラフ地震における半島・沿道初動戦略検討会についてお答えいたします。

中部地方整備局管内、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県の4県になりますが、この地域の中で半島形状の地形となっている地域が二つありまして、先ほど議員からも御指摘がありましたが、静岡県の伊豆エリアと三重県の伊勢志摩・東紀州エリアとなります。この二つの地域では、南海トラフ地震が発生した場合には、能登半島地震と同様に、救援・救助のアクセスルートが限

られるというような問題が想定されております。このため、この二つのエリアにおいて、被災想定に基づき関係機関と役割分担を定めて、即地的・具体的な総合啓開初動オペレーションシナリオを作成する南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会が中部地方整備局主導の下、本年度設置されております。三重県内である伊勢志摩・東紀州エリアの会議については、本年6月24日に県の松阪庁舎で初会議が開催されております。

この検討会は、中部地方整備局、三重県、伊勢志摩・東紀州エリアの各市町をメンバーとしておりまして、初会議では国から能登半島地震の被害状況や災害応急対応状況についての報告、検討会の趣旨説明などが行われております。

また、各市町からは発災時の懸念事項や独自取組が報告されまして、それらについて意見交換を行ったところであります。

今後でございますが、住民の命を守る最前線に立つ市町の意見を参考にしまして、災害時に重要な拠点となる市町の庁舎や病院へのアクセスルートの確保など、人命救助を最優先とした初動時のインフラ管理者の行動計画を検討していく予定であります。

災害対応は、国、県、市町などの関係機関が事前に連携した行動計画を策定しておくことが非常に重要であります。三重県もこの検討会に積極的に参加しまして、南海トラフ地震発生時における効果的な初動対応に向けて検討を進めてまいります。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） すみません。県土整備部長と、それから防災対策部長に再質問をさせていただきます。

まず、県土整備部長にお尋ねしますが、石川県、私も行かせていただいて能登半島、半島だけにその救援や救助のルートが本当に寸断されると限られてしまうという、そういう脆弱性を目の当たりにしたところであります。そういった中で、市町の役場だとか病院とかへのアクセスがしやすいような初動時のそういう行動計画をつくるというのが今回の目的であるということ

なんですが、さらにそこから一步踏み込んで、じゃ、そのために事前にこういったインフラのこういった部分の整備をするための新たな事業を国のほうで用意してくれないかとかそういったところまで、インフラ整備のほうまで踏み込んだような議論が今後なされる可能性があるのか、ないのかということをお聞かせいただきたいのが、県土整備部長に対する再質問であります。

次に、防災対策部長におきましては、今回のその検討会の成果、防災の観点から成果というのはどのようなもので、今後どのように生かしていこうと思っていられるのか、お答えをいただければと思います。

よろしくをお願いします。

○県土整備部長（若尾将徳） お答え申し上げますけれども、今、議員がおっしゃったのはハード対策についてということなんですが、今回の検討会については、ソフト、行動をどうしていくかというソフト対策についての計画になっておりますので、ハードまでやる予定ではありません。

ただ、ハードについては、今後、国土強靱化の中期計画も策定されることとなりますので、そういったところからハードについても我々としてはしっかり要望していきたいというふうに考えております。

○防災対策部長（楠田泰司） この検討会議、中部地方整備局、県土整備部のほうがメインではやっておりますが、防災対策部からも担当課長を出席させていろいろ議論に加わせております。

その理由は、この会議って道路とか港湾の総合的な啓開というのを初動時、どういうふうにやっていくかというシミュレーションをするんですけども、その先にあるのは我々としては一つ重要なテーマが孤立対策だと思っています。実際、能登半島のほうは、今回も豪雨でも150ぐらいの孤立が出て、それが道路啓開が進むにつれて解消していったと、そういうことからこの道路啓開と、そしてその先にある孤立というのをしっかり見ながら我々としては、例えば孤立って絶対に起こると思うんですが、起こってはならないのが、先だっても知事が答弁したんですけども、情報孤立だと思うんです。ですので、情報の、例えば衛星携帯電話とか6月補正予算で認められましたスターリン

クとか、そういったものも配備して孤立対策というのを念頭に置きながら、この会議に参画していきたいと、このように考えております。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） ありがとうございます。国土強靱化の中期計画、これから議論されていくわけでありますけれども、その能登半島地震の教訓も踏まえて、半島地域における特徴を踏まえたハード整備の在り方ということについても、ぜひ積極的に県のほうからも御提案いただきたいと思っております。

また、先ほど防災対策部長のほうから孤立化対策、特に情報の孤立化対策も含めたこともおっしゃっていただきました。町村会のほうとの意見交換を昨日させていただく中で、市町もスターリンクをやっぱり設置しなきゃいけないなという話が出ているそうなんです。

ただ、やっぱりスターリンクのその維持管理費というものが非常に高額であると。それはやっぱり市や町の財政負担だけでは大変厳しいので、県に対してもそれに対する支援ということの御要望もいただいたところもございしますので、そこにおきましてもぜひ前向きに御検討賜りたいというふうに思っています。これは要望でございます。

はい、ありがとうございます。

それでは、次の項目に行かせていただきます。

支援車両への燃料供給体制ということで、能登半島地震の発生当初、災害現場の復旧を図るための重機や被災者を搬送するための車両などへのガソリンなどの燃料の供給は、ほとんどが地元資本の小規模ガソリンスタンドが対応し、大手資本のガソリンスタンドは機能しなかったというお話を伺いました。いざというときの地元のガソリンスタンドは貴重な役割を担っております。

しかし、全国、そして本県におきましても地元資本の小規模ガソリンスタンドの閉鎖が増加しておりまして、ガソリンスタンドの空白地も見受けられるところであります。

そこでお伺いいたしますけれども、災害発生時の支援車両等への燃料供給

体制はどうなっているのか、大丈夫なのかということをお伺いします。

また、こうした有事の際に、機動的にガソリン等を提供できる地元資本の小規模ガソリンスタンドが経営を維持・継続させるため、平時から何らかの支援策を講じるなどの取組を行う必要はないのか、御所見をお伺いいたします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○**防災対策部長（楠田泰司）** まず、私のほうから災害発生時の支援車両の燃料供給体制について答弁させていただきます。

県では、県内の多くのガソリンスタンドが加盟しています三重県石油商業組合との間で、災害時における石油類燃料の供給に関する協定を締結しまして、災害時に応急対策活動を行う車両等に優先的に燃料供給を受けることができる体制を構築しています。

しかしながら、南海トラフ地震が発生しますと、多くの製油所や燃料輸送業者が被災しまして、県内での燃料の確保が困難になるということも想定されます。

こうした際は、石油商業組合が県内の給油所の稼働状況や燃料の在庫状況、そういったものを確認しまして県に情報提供を行い、県が県内での燃料の確保が困難と判断した場合には、国に対して県外からの燃料供給を要請するということとしております。

こうした燃料供給体制の実効性向上を図るために、毎年実施しています図上訓練におきましては、国に対する燃料供給要請の手順を確認しているほか、実働で行っています総合防災訓練でも、石油商業組合と連携しましてタンクローリーから燃料供給を行う訓練なども実施しております。

災害応急対策活動を行う車両等への燃料確保をする上で、三重県石油商業組合は重要なパートナーであると考えておりまして、今後も連携して訓練を重ねていくことで災害時の燃料供給体制がしっかり機能するよう取り組んでいきたいと考えております。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、地元資本の小規模ガソリンスタンドの維持・継続に向けた支援の県の考え方についてお答え申し上げます。

小規模ガソリンスタンドをはじめとする事業者は、地域の経済を支える重要な存在であるというふうに認識しております。

こうした事業者が厳しい経営環境の中で持続的に発展していくためには、日頃から生産性向上や経営改善の取組を行っていくことが求められます。

県では、継続的な取組としまして、地域の商工会・商工会議所に経営指導員134名を配置いたしまして、各事業者に寄り添った伴走支援を行うとともに、三重県版経営向上計画を活用し、事業者の経営基盤の強化を促進しているところでございます。

また、コロナ禍やエネルギー価格高騰等の困難を乗り越えるための取組といたしまして、令和3年度から生産性向上・業態転換支援補助金を計10回にわたって実施いたしまして、事業者の前向きな取組を支援してまいりました。ガソリンスタンドについても、光熱水費の削減のための設備投資やサービス内容の充実等に活用されております。

県といたしましては、引き続き経営指導員による伴走支援等に取り組むとともに、地域の事業者の持続的な発展に向けて、さらに県として何ができるのか、事業者の方々の声も聞きながら検討していきたいと考えております。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） ぜひ重要なパートナーであります石油商業組合とのコミュニケーションをさらに密にさせていただいて、万全の体制で災害発生時にも的確な燃料供給体制を構築できるように御努力いただきたいというふうに思います。

また、雇用経済部長からも御答弁賜りましたが、普通の中小企業に対する支援とあんまり変わらないかなというところで、何かやっぱり災害時に必要なインフラに関する整備、例えばガソリンスタンドってやっぱり安全性が求められるので、多額な投資が必要だというのはもう非常に理解できる場所ですよね。そういった意味においては、その災害時に必要なインフラを整備

することに対する投資に対して、何か県として低利融資とか保証について支援するとか、そういったことも防災対策という視点からも何か新たな融資制度っていうものも検討できないかということをお願いさせていただきます。よろしく御検討のほどお願いいたします。

それでは、大きな項目の二つ目の質問に入らせていただきます。県行政は怠慢だったのかというタイトルにさせていただいております。

これは9月3日の火曜日、県庁講堂で開催されました第3回人口減少対策・人材確保に向けた産学官連携懇話会、こちらを私が傍聴させていただいたときにちょっと感じたことを今から申し上げさせていただきます。この懇話会ですけれども、県内からは三重県経営者協会や商工団体、三重大学、連合三重、三重労働局などのトップのほか、県外からも有識者を招きまして、県内企業と若者のマッチング促進、外国人労働者の受入体制の整備と多文化共生の推進、この二つのテーマで意見交換をしていただきました。大変充実した内容だったと思っております。

その懇話会の最後に、知事から次のようなコメントが寄せられました。大きく三つあります。

一つ目は、三重県で人口減少に歯止めをかけ、そして三重県で働いてもらうためのファンダメンタルズが欠けている部分は多々あると思います。それ、今までの行政がさぼっていた可能性もあります。

二つ目です。交通機関が全然駄目だと。それは県が実は交通機関に関して行政を展開できなかったんです。どこの県も実は一緒です。運輸行政の問題なんです。

三つ目です。インバウンドの数は47位です。ここも実は今まで行政が十分に力を入れられなかった部分です。

これ、長い挨拶、コメントの中で切り取った発言内容ではあるんですが、あの場で、はて、と感じたのは私だけだったのかなと思いました。県政をめぐる課題解決については、これまでも速やかに必要な施策を実施してきたところでありまして、現在も、そしてこれからも実施していかなければなら

いと思っております。

例えば、人口減少対策については、平成27年度に三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略や三重県人口ビジョンを策定しまして、社会減対策、自然減対策を講じてまいりました。

私たち県議会も地方創生に関する政策討論会議や人口減少対策調査特別委員会を設置し意見を交わし、それを基に両計画を策定、施策として取り組んできたところであります。

公共交通についても、平成26年度に三重県総合交通ビジョンを策定し、施策を講じてきたところであります。

それ以前にも廃止の危機にあった名松線の存続を実現する、あるいは伊勢湾フェリーへの経営支援を通じて航路の維持につなげてきたという実績もございます。

インバウンドも同様、様々な施策を講じ、それに対して多くの県議会議員も質問や提案を行ってきたところであります。

私自身、県職員だったことも踏まえて振り返りますと、県職員の先輩や同僚、後輩の皆さんは困難な課題解決にこれまでもしっかりと取り組んできたという実感しております。私たち議会も二元代表制の一翼として共に取り組んできたという自負もございます。

しかし、さきの知事のコメントは、まるでこれまでの怠慢のツケが現状の様々な課題をもたらしていると憶測を呼ぶような表現にも捉えられかねないと危惧するところであります。まして、行政だけで社会課題が解決するのではないところであります。ときには県民や事業者などの皆さんとの連携協力というものが不可欠でありまして、そういった意味で北川県政では協働、野呂県政では協創、鈴木県政ではアクティブ・シチズンをそれぞれ提唱してきたところであります。

言葉を切り取りして曲解しているところもあるかもしれませんが、先ほどの知事のコメントは大変気になったところであります。行政がサボっていた、行政を展開できなかった、行政が十分に力を入れられなかった、こ

うしたワードは、これまでの県行政を否定し、県行政の怠慢によって県政が抱えている諸課題の解決が進んでいないと曲解されるおそれがあると思います。知事のコメントの真意をお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私を含めました執行部の発言につきましてウオッチをいただきまして、きめ細やかな御指摘をいただいておりますことを心から御礼を申し上げたいと思います。

まず、今回の発言はあくまでも行政府についての発言であります。すなわち執行部ということではありますが、立法府たる議会についての発言ではございません。第3回人口減少対策・人材確保に向けた産学官連携懇話会は9月3日に開催されましたが、私の発言はこれは御礼でございまして、主として出席された民間の方々に向けての話でございます。

人口減少対策に関して申し上げますと、昨年の8月に三重県人口減少対策方針を定めまして緒に就いたばかりでございます。もちろん、その前からやっていた施策もたくさんございました。

しかしながら、人口は残念ながら減っていると、これは現実であります。

私の知事在任中の3年間も含めまして、手をつけていなかった部分というのもやはりありまして、そのことについても民間の委員の方から御指摘をいただいたところでございます。そのことについて言及をしているところもございます。

さらにジェンダーギャップの解消に関しましては、これは行政ができることは限られていまして、民間の協力を仰ぐ必要がございます。そのために行政としましていささか謙譲、あるいは韜光養晦的な発言というふうになっているものでございます。具体的に申し上げますと、先ほど人口減少のところ、行政がさぼっていた可能性ということを言いましたが、可能性もあり、これ実は続きがありまして、可能性もありますし、それから企業の皆さんにももうちょっとこうやってくださいということを十分に言ってこなかった。要するに、企業の方にお願ひしなきゃいけないことが多いと。その前段とし

て、先ほど申し上げました、韜光養晦的な言い方をしたということです。

さらに交通機関についての行政展開ですけども、これはその後に、議員もおっしゃいましたが、運輸行政の問題というふうに申し上げました。これ、運輸省の問題であります。運輸省は建設省とか厚生省と違いまして、県に行政権限を委任してないんです。運輸局に委任をしまして、そこから運輸支局ということで行政展開をしていましたので、県に交通権限を渡していない。だから、十分に展開できなかったということを申し上げて、これは県の問題というよりは運輸行政、運輸省の問題だということを私は申し上げた。

それから、インバウンドについては47位ということを上申しました。これ行政が十分に力入れてきた、その結果47位だとかなり厳しい状況になりますが、力を入れてこられなかった、入れられなかった部分もある。したがって、47位なんだと、こういうことで申し上げた次第であります。

そもそも私の35年間の行政経験で申し上げますと、行政はそのときに収集できる最大限の情報に基づいて最善の判断を行うものであります。

しかしながら、後に振り返ってみると、対応できていなかったり、あるいは技術を生かしていなかったり、不十分である場合というものもあるということです。

私が知事として仕事をさせていただいたこの3年間、あるいはその前も含めまして、過去の対応が全て正しかったのか、十分だったのか。全て間違っていたというわけでもないと思います。これは歴史がその評価を行うものだというふうには思っておりますけれども、例えば一例を申し上げますと、津波避難タワーの設置であります。静岡県では142か所が整備済み、高知県では126か所が整備済み、三重県では整備済みは35か所。静岡県、これは知事にも聞きましたけれども、また高知県については今後の計画数はとりあえず整備は終わっているということでございます。三重県は今後、18か所を整備しなきゃいけないということでございまして、昨年から予算制度もつくりまして16か所については着手済みでございます。議員の御地元の志摩市でも今、着手をしているところでございます。

こういった事象、具体的な数字というのもありますので、行政としてやれていなかった部分というのもいっぱいあるんだと思います。それをしっかりと認識をして前に進んでいくというのが大事だと思います。

かつて、私が秘書官としてお使えをいたしました冬柴元国土交通大臣は、「綸言汗の如し」ということをおっしゃいました。言葉は非常に重要でございます。これは議員の御指摘のとおりです。この言葉は中国の五経の一つ「礼記」の言葉でありますけれども、よくおっしゃっておられました。

さらには「朝三暮四」という言葉もあります。発言についての御指摘はありがたく私どもも受け止めさせていただきたいと思います。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） 私も曲解して受け止めたところがございます、失礼な発言もあったかもしれませんが、過去を全否定しているわけではないということは理解させていただいたところであります。

ただ、端々に時々、知事の発言の中には何か過去の県政を全て否定しているかのように受け止められるような表現があることは、私は感じるが多々ございます。我々自身、政治家というのはやっぱり言葉を司るのも仕事でありますので、私自身も含めてですが、先ほど最後おっしゃられたように、少しでも誤解を与えないように気を遣うべきだと思いますし、後世に一見県政が評価されるような取組を引き続きしっかりと取り組んでいただければと思うところであります、とエールを送らせていただきまして、次の質問に入らせていただきます。

私ども自由民主党三重支部連合会、それから会派の自由民主党、草莽では、7月26日から70を超える団体組織からそれぞれが抱える課題やその解決のための要望聞き取りを実施してまいりました。その内容の一部を御紹介させていただきます。

J A三重中央会や養鶏協会などからは、飼料価格高騰緊急対策事業のさらなる継続と拡充、三重県漁業協同組合連合会からは電気料金高騰の中、今年の異常な高温による氷の需要の急増に伴う莫大な経費の増加に対する支援で

あったりだとか、配合飼料の高騰対策における県独自支援の継続、これは令和5年度はあったんですけど6年度がなくなったということでありまして。それから、漁業近代化資金の融資枠13億円の拡充といった要望が出されております。

飲食業やクリーニング業、流通業などからは、原材料費や燃料の高騰、本日から時給1023円となる最低賃金上昇などコストアップに対する経営支援、また公定価格で運営を行う医療、介護、障がい者施設などからは、燃料や食品価格高騰に対する支援。こうした物価高騰対策が多かったわけでありましてけれども、そのほか観光業では、お盆時期の南海トラフ地震臨時情報発令と長期間迷走した台風第10号によるキャンセル続出の中、誘客施策の実施の要望。また、あらゆる業種で見られる人手不足への対応としてのDXの推進など喫緊の課題が山積し、大変厳しい状況にあるなど感じたところであります。

(パネルを示す) こちらの地図を見ていただきたいんですが、こうしたことも背景か、株式会社東京商工リサーチの調べによりますと、令和6年8月の三重県における倒産件数は、対前年同月比350%増、負債額1249%増と全国で最も厳しい状況であることがデータで示されたところであります。この地図を見ていただくと、三重県のところだけ赤くなっているのが分かります。それだけ三重県だけが突出してこの夏、8月、非常に厳しかったというデータであります。

また、三重県商工会議所が7月に行った定期的な景況調査におきましても売上げや受注の停滞、減少、それから原材料高及び原材料不足、人手不足などを背景に、大手自動車メーカーによる型式指定の不正も影響していると思われましても、景況について現状も今後の見通しも悪化との結果が出ております。

厳しい景況などを踏まえ、それらに対応する9月補正予算が組まれると期待しておりましたが、今回提案はございませんでした。本県を除く46都道府県のうち40都道府県において9月補正予算を編成し議案を上程、または上程予定であります。

例えば、京都府や和歌山県、大分県など9府県が物価・人件費高騰等対策事業を提案しております。特に、大分県は人件費の急激な上昇に対しまして指定管理委託料を増額するという、先般、今井議員もその対応を御指摘されたところを今回補正予算で提案していただいているみたいです。

また、島根県や徳島県、新潟県など9道県が観光事業の喚起促進事業、富山県や静岡県、青森県など10府県が生産性向上・人手不足対策の議案を出していただいております。うち千葉県、富山県、福井県では、バス運転士の確保、茨城県、鳥取県では医療、介護、障がい者施設の人手不足対策、こういったものを提案されているところです。

これは総合経済対策と関係ないんですが、本県でも今、心配が絶えないヒゲマの対策推進ということで、北海道、秋田県、長野県では提案をされています。

雇用経済部のエネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金や、農林水産部の林業・木材産業構造改革事業など、当初予算において物価高騰などへの対応を行う事業があるものの、果たして十分なのかなというところでもあります。本日からも飲食料品約3000品目が値上げになります。郵便料金や電気・ガス代も値上げになります。本来であれば、この9月補正予算を組んで何らかの支援策を講じるべきではなかったのかなと感じるところであります。

そこでお伺いいたしますけれども、本県においても厳しい経営環境下にある産業界へのさらなる物価高騰対策支援、観光需要喚起、生産性向上・人手不足対策などの経済対策を速やかに実施する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 緊急経済対策に係る予算編成についての考えについて、御答弁をさせていただきます。

議員からも御指摘がございましたが、一部の都道府県において令和5年度に国から配分されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の残余を

活用いたしまして、本年度の6月補正予算あるいは9月補正予算で予算化している状況が見られるということは承知をしております。

本県では、この緊急経済対策という交付金の趣旨を重く受け止めまして、早期執行に努めるため、令和5年度に配分された重点交付金につきましては、令和5年度中に全てを予算化し、一部の事業を繰越して本年も継続しているところでございます。

具体的には、令和5年度繰越予算において、エネルギー価格高騰や賃上げにも対応する生産性向上・業態転換支援補助金でありますとか、令和5年度繰越及び令和6年度当初予算において価格転嫁対策として取引価格適正化コーディネーターの配置、取引価格の適正化等につながった優良事例の横展開など、賃金・物価上昇を乗り越えるに当たって特に重要な生産性向上でありますとか、価格転嫁に係る緊急経済対策を令和6年度も切れ目なく実施をしているところでございます。

このほか、平素よりセーフティーネットとして実施している事業者支援策も継続しております。

4月から7月の法人事業税の推移を見ますと、回復基調となっている業種がある一方で、依然として厳しい状況であるとの声があることも承知をしております。

賃金・物価の上昇は全国的な問題でございまして、本県単独の取組だけでは解決できないため、国の方針に沿って対応していく必要があると考えておりまして、令和6年6月21日に示されました経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太方針では、景気回復による賃金上昇と物価上昇の好循環によるデフレからの脱却、物価上昇には賃金上昇や価格転嫁、脱炭素の取組が必要であることなどが示されたところでございます。

一方で、物価上昇に苦しむ低所得者世帯や中小企業等への支援が必要であり、重点交付金の拡充により、幅広い支援をきめ細かく講ずることについて検討がなされているというふうに聞いております。

賃金・物価の上昇傾向は今後も続くものと思われまます。これに適切に対応

する取組については、既決の予算の中でも必要な事業は措置していると考えておりますが、国の動向、対策の効果や県内の状況をしっかりと注視するとともに、重点交付金の国からの追加交付について詳細が判明次第、直ちに対応してまいりたいというふうに考えております。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） 本当に企業の皆さん、団体の皆さん、大変なんですよ。今、やっぱり追いつかないぐらい物価が上がっている、人件費が上がっている。私としては、やっぱりまだまだその効果、いろんな手だてをしていただいています、不十分であると言わざるを得ないと思います。それが私たちが聞いてきた声であります。

重点交付金、私は待つことなく県の財政調整基金を崩してでも、先取りで事業、対策を講じるべきではないかなと思うところではありますが、多分のれんに腕押しになってしまう答弁が来ると思いますので、これは強く要望させていただいて、場合によっては我々通年議会でありますので、11月中にも補正予算案を出していただければ応じるということも、議会運営委員会のほうでも図っていただけるようにしたいと思いますので、ぜひとも今、苦しんでいらっしゃる皆さんを助けるための予算編成をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。改正建設業法に基づく民間建築工事等への対応ということで、6月7日に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律が成立しまして、令和7年中に完全施行されます。

その内容を簡単に申し上げますと、（パネルを示す）こちらを御覧ください。この法律改正の目的は、建設業労働者の労働環境を改善して、建設業の担い手を確保するというを目的としております。

改正のポイントは右のほうにある三つでありまして、賃上げを伴う労働者の「処遇改善」、資材高騰に伴う「労務費へのしわ寄せ防止」、労働時間の適正化、現場管理の効率化を実現する「働き方改革・生産性向上」、こう

いったことを通じた担い手の確保、持続可能な建設業の実現ということが目的であります。

(パネルを示す) それぞれ具体的に見ますと、ちょっと分かりづらいですが、労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化したり、著しく低い労務費等による見積もりや見積もり依頼を禁止したり、受注者における原価割れ契約の禁止などによる賃上げを伴う労働者の処遇改善であったりだとか、契約する前に受注者の注文者に対するリスク情報の提供の義務化であったりだとか、契約後の請負代金の変更方法を契約書記載事項として明確化したり、発注者が資材高騰時の変更協議へ誠実に応じることの義務化などによる資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、そしてもう一つ、(パネルを示す) 受注者における著しく短い工期による契約締結の禁止、現場技術者の専任義務の合理化などによる労働時間の適正化、現場管理の効率化を実現する働き方改革と生産性の向上、こうした取組を進めていくこととなっております。

県として公共工事を発注する際に、この改正法の遵守はもちろんでありますけれども、県内の建設等投資額の約6割を占めます民間が発注する工事においても適正な工事価格、工期の設定など、改正建設業法に基づく対応が求められると思われまます。

そこでお伺いいたしますけれども、民間発注工事において改正建設業法に基づく対応が適正に行われるようにするための県としての取組はどんなものか、お尋ねいたします。

また、違反行為などの情報を当事者が相談や通報する窓口の設置というのはどうなっているのか、お教えてください。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事(佐竹元宏) それでは、民間発注工事における改正建設業法に基づく県の対応について御答弁いたします。

建設工事については、建設業法により不当に低い請負代金や著しく短い工期による契約が禁止されておるところでございます。

先ほど御紹介ございました建設業法が6月に改正され、請負契約に際して

必要な見積もりに関する規定が改正されました。

受注者には著しく低い労務費等による見積書の提出を禁止し、注文者には通常必要な労務費を著しく下回る見積変更を依頼することを禁止しました。また、新たに違反して契約した民間工事の発注者に対しては、国土交通大臣、あるいは知事が勧告でき、勧告に従わない場合は公表することができることとなったところでございます。違反した受注社側の建設業者には、現行規定により指導・監督を行うこととなります。

なお、これ、法改正による規定は、先ほどお話がありましたように、令和7年12月までに施行されると聞いております。

まず、国のほうの動きなんですけれども、この改正を踏まえ国では適正な取引を確保するため、例年実施しております下請取引実態調査の対象者につきまして、令和6年度は前年度の2.5倍、約3万業者に増加させるとともに、注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額の有無など請負代金や工期に関する取引内容について実態調査を行う建設Gメンの体制を拡充しております。

また、先ほどお話のありました窓口でございますけれども、建設業法に違反している建設業者の情報を通報する全国的な窓口としては、国では駆け込みホットラインを設けております。県では、この窓口を活用していただくため、所管する建設業課の窓口にはチラシを設置したり、経営事項審査結果の通知結果に合わせてチラシを送付するなど、建設業者に対してその周知を図っております。

そして、県の今の取組でございますけれども、法令違反が疑われる場合、国とも連携いたしまして必要な調査等を行っております。特に10月から12月までの建設業取引適正化推進期間におきましては、建設業者への講習会や立入検査等を実施し指導などを行っております。

今後、今回の法改正に当たりまして、国において今、どのようにやるかというのが中で決められておるとお思いますので、具体的にどのような行為が指導等の対象となるのか事例が示されますので、これに基づき建設工事の発注

者や建設業者に対して国と連携しながら助言・指導、必要に応じた調査を行うとともに、特に必要があると認めるときには勧告を行い、またこれを公表してまいります。

引き続き、持続可能な建設業となるため、建設労働者の処遇改善が図られるよう、より一層取引の適正化を図ってまいります。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） 御答弁いただきましてありがとうございます。今回、民間の取引だったとしても県のほうから勧告であったりだとか、ひどい場合は公表までできるというふうなところまで権限というか、そういった形での法の改正になっておる中で、県だけでは当然ながら限界がある中で、国と連携しながらぜひ改正建設業法が的確に施行されるよう、またこの10月、11月がその強化月間みたいな形でのお話もございました。しっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

再質問になるんですが、農林水産部長にお尋ねをいたします。ため池整備事業のことであります。

ため池整備事業というのは補強工事を要する箇所が1019か所あると聞いておりますが、その82%の837か所が工事をまだ未実施、やっていないということでその対策が急がれております。

一方で、このため池整備事業ですけれども、現場というのが非常に狭い作業エリアで、また複数の種類の建設機械を斜傾部で用いることが多くて、作業効率は大変悪いと伺っております。

加えて、品質確保のための養生を置いておいたりする期間とか密度試験、透水試験などの待ち時間も非常に長いという特徴があると聞いております。

こうした施工条件を踏まえまして、改正建設業法の趣旨を先取りしまして、今からでも他の建設工事よりも手厚い歩掛かりによる設計見積もりと十分な工期設定を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○農林水産部長（中野敦子） ため池整備などのこの農業・農村整備事業の関係工事ということにつきましては、国が定めた基準に基づいて積算を行って

いるところでございます。この国の基準というものは、毎年、実態調査を行って必要な改定が行われている状況でございます。

御質問のありましたため池の整備につきましては、その工事の特異性等々を勘案しまして、令和4年度の段階で、このため池の工事にのみ適用される諸経費率というものが設定をされて、この諸経費の増額が図られたところでございます。

県といたしましては、この国の基準改定が行われました場合には速やかにそれに対応してまいりますし、また今後もその必要な積算ですとか工期の設定につきまして、この建設関係団体の御意見も伺いながら必要に応じて国への要望ということも行っていきたいと考えております。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） ぜび協会の皆さんというか、現場でやっていらっしゃる方々の御意見もしっかり聞いていただきながら、必要な要望も国へしていただき、また場合によっては県独自の手法も御検討いただきたいと思うところであります。これは要望とさせていただきますので、お願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。活力ある漁村づくりに向けた「海業」の推進ということでもあります。

県内の漁村では人口減少や高齢化が進行しており、漁村のにぎわい創出が求められています。そのため、国では豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を生かした海業の振興によって、雇用機会の確保と所得向上を図る取組を進めています。

（パネルを示す）これ、水産庁のホームページからでございますが、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画に海業の振興を位置づけ、漁港を海業に利活用するための様々な支援策も実施いただいています。

例えば、漁港での水産物の販売施設やレストランの運営、漁業体験、渚泊と言われる漁村の魅力を生かした宿泊などもあります。津田議員が常々おっしゃっています釣りツーリズムも海業の好事例の一つではないかと期待する

ところであります。(パネルを示す) こうした海業の振興によって、これからの漁港のイメージを変えて、水産業の発展、漁村地域の活性化を目指すというものであります。その今後の漁港のイメージというのは、これ水産庁のホームページに出ているところであります。

県内におきましても令和5年3月に明和町の下御糸漁港が全国12件の海業振興モデル地区の一つに選定され、イベントや飲食、物販スペースの整備などに取り組んでいます。県内では、明和町のほか、海業の推進に取り組む地区として、教育、文化交流、医療、介護の拠点となる場づくりに取り組む尾鷲市の須賀利漁港、滞在型漁業体験実践プログラムなどに取り組む鳥羽市の小浜漁港、子どもや女性活躍の環境づくりなどに取り組む熊野市の二木島港、こうした事例が出始めております。

一方、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づき令和2年10月に策定された三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画には、海業のコンセプトがまだ議論されていない時点での計画策定でありまして、海業の記述はございません。

令和3年度に策定された三重県を六つの圏域ごとに分けました三重県圏域総合水産基盤整備事業計画というのがございまして、こちらの中には「『海業』による漁村の活性化」との記載はあるものの、大変具体性に乏しく、取組方向としては弱い感じをしております。本年度、条例に基づく水産業及び漁村の振興に関する基本計画の次期計画を策定する中で、海業の取組についても明確に、具体的に記載されることを期待しておりますし、来年秋には本県で全国豊かな海づくり大会が開催されます。こうした本県が海業の振興にしっかりと取り組んでいく必要があると考えるところであります。

そこでお伺いいたしますけれども、次期水産業及び漁村の振興に関する基本計画において、海業について何らかの記載を行っていく予定はあるのでしょうか。それに基づき、県として海業の振興についてどのように取り組んでいこうと考えているのか、御答弁をよろしくお願いいたします。

[中野敦子農林水産部長登壇]

○農林水産部長（中野敦子） 本県におけます海業の推進について、御答弁を申し上げます。

御紹介もいただいたところですが、人口減少ですとか高齢化の進行などで漁村の活力が低下する中、この海業の推進といいますのは、地域水産業の振興、漁村における所得の向上、雇用機会の確保につながる重要な取組であると認識をしております。

県では、この海業の展開に向けまして、これまで普及指導員が中心となりまして県内4地区の支援を行っており、令和5年度は事業計画の検討と策定を支援いたしました。

また、令和6年度におきましては、3地区において地域の要望も踏まえて、漁業体験メニューの提供ですとか、施設整備についての助言を行うなど、取組の具体化に向けた支援を行ってきたところでございます。

御質問いただきました計画への位置づけでございますが、今年度見直しを進めております三重県水産業及び漁村の振興に係る基本計画におきまして、この海業を新たに位置づけ、活力ある漁村の構築に向けた取組を加速化していきたいと考えております。

具体的には、現在も実施しております現場のニーズに対応した普及指導員のサポートに加えまして、海業の展開に必要な調査ですとか販路開拓などへの支援、また漁港施設の利活用に向けた環境整備など、国の事業も活用しながらソフト・ハードの両面で支援をし、さらなる推進を図ってまいります。

今後も引き続き、漁村における所得の向上、雇用機会の確保を図るために、この海業を推進し、漁村の活力向上につなげてまいります。

〔43番 中嶋年規議員登壇〕

○43番（中嶋年規） 今日、10月1日はもう一つありまして、イセエビ漁が一番盛んだと言われている志摩市の志摩町、特に和具のイセエビ漁が解禁になる日であります。

ただ、近年の不漁で多くのエビ網漁をやってらっしゃる方が釣り船をやらざるを得ない状況になっています。本当に所得を維持するためにすごく苦労

されている。津田議員がおっしゃっている釣りツーリズムを推進せよと言っているわけではございませんけれども、そうしたところにも光を当てていただけるように、海業を広く捉えていただいて、所得の向上に向けて、そして漁村の活性化に向けてしっかりと取り組んでいただくことを強く期待するところでございます。よろしく願いいたします。

この10月27日には衆議院議員総選挙が行われて、新しい体制でまた国が動き出すことになろうかと思えます。そんな中で一見県政もあと1年を切ったところでございます。これから国、県、どのようになっていくか非常に注目されるところでありますけれども、まずは一人ひとりが落ち着いてそれぞれの持ち場で県政のために、地域のために頑張っていく、そのことを皆さんに誓い合って私の質問を閉じさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

(拍手)

休

憩

○副議長（小林正人） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

開

議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。38番 日沖正信議員。

[38番 日沖正信議員登壇・拍手]

○38番（日沖正信） 改めまして、こんにちは。いなべ市・員弁郡選挙区選出、

会派、新政みえの日沖正信でございます。議長のお許しをいただきました。登壇させていただきます。今回の一般質問の最後の質問者となります。どうぞよろしくお願いたします。

質問の前に、私からも一言添えさせていただきます。1月の地震災害に続きまして、能登半島の豪雨災害、震災の復旧・復興がこれからというときに、さらに大規模な水害に見舞われました。被災された方々の御苦労をお察しし、心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。一日も早く安心できる、元の暮らしが戻ることを願っている次第です。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。まず、一つ目は、若者には選ばれる三重についてということで、三つの点について質問いたします。人口減少対策の観点から質問をさせていただきます。

三重県の転出超過数の約8割は15歳から29歳の若者が占めておりまして、進学や就職が若者の県外流出の主な要因となっています。このような転出超過の状況を改善するために、おしごと広場みえや就職支援協定締結大学との連携等による県内企業の情報発信など、若者の県内就職に向けて様々な取組を行っていただいているところではありますけれども、若者の県外流出にはなかなか歯止めがかかりません。

三重県出身の学生の就職に関するアンケートによりますと、三重県の就職先を選ばなかった理由として、1位が「規模の大きな企業に就職したかったから」、2位が「希望する業種・職種の仕事がなかったから」、3位が「都会で仕事をしたかったから」というふうになっております。

県では、三重県人口減少対策方針を令和5年8月に策定され、同方針の下に令和6年度の各部局の具体的な取組と今後の取組方向を整理した三重県人口減少対策アクションプランを4月から進めておられるところでありますが、若者の県内就職促進に向けては、三重県在住の若者及び進学や就職により県外に出た若者に対して、いかに県内の魅力ある企業を知ってもらい、就職、転職につなげるかが重要であるというふうに考えます。

若者の就職意識などでの価値観やニーズ、また就職を取り巻く環境は時代とともに大きく変化してきておりまして、例えば若者の就職意識として、休みやすい職場について魅力的な企業と感じている割合が高いといった調査結果もあると聞いておるところでございます。県はこのようなことを捉えた上で、都会志向になりがちな若者に対して、県内企業に魅力や働きがいを見いだして、県内での就職に意識を向けてもらえるように、より効果的な取組を打って行ってほしいと願うところでございます。

そこで伺いますけれども、若者の県内就職をさらに促進するためには、若者の価値観、ニーズや就職を取り巻く環境の変化を踏まえた上で、県内企業の魅力をしっかりと若者に届けていくことが必要と考えますけれども、県の取組について聞かせてください。

そして、続いて二つ目に、併せて質問させていただきますけれども、高校生のキャリア教育と県内就職についてということで、教育長にもお尋ねいたします。さきにも述べましたところの県内企業の魅力をしっかりと若者に届けていくことについては、まず三重県の子どもたちが将来自分の能力を生かして活躍できるように、職業に就くに当たっての必要な知識を身につけ、職業観を育むための教育がなされていることが重要であるというふうに思います。

そして、その上で若者に県内就職を意識してもらう観点からも、県内にも様々な優良企業、様々な業種があることの認識を深めて、三重県の地で育て、三重県の地で就職して活躍するという将来の選択肢をイメージとして持てるよう、高校の時期からもっと県内産業や企業の技術などを学ぶ取組を進める必要があると思いますが、このことについてキャリア教育を通しての取組の状況、またお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、若者のニーズ等を踏まえた企業の魅力発信の取組につきまして御答弁申し上げます。

県内には、ものづくり産業や観光サービス産業などの多様な企業が数多く

立地しております、培ってきた技術やノウハウを生かした魅力あふれる事業が展開されております。

こうした企業の魅力を県内外に発信することは、若者の県内就職を促進する上で欠かせないことでありまして、その情報を効果的に届けるために、若者の価値観やニーズ、就職活動を取り巻く環境の変化を的確に捉えることも重要だというふうに考えております。

若者の価値観やニーズということですが、議員からも御紹介がございましたが、近年は企業の知名度だけでなく、良好な職場環境や休みやすさなどが企業を選択する上での重要な判断材料になっていると認識しております。

また、女子学生の就職観としては、楽しく働きたい、個人の生活と仕事を両立させたいなどの意見も多く、就職先の選択に休日の過ごし方など生活・暮らしも重視する傾向が見受けられます。

このような若者の価値観の変化を踏まえ、県では今年度、働き方改革に取り組む企業への三重県働き方改革推進奨励金制度を新たに設けるとともに、休みやすい職場づくりに向けてアドバイザー派遣による伴走支援を行い、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めております。

その上で、若者や女性に対しては、県内企業の魅力を届けるために、様々なチャネルを活用したアプローチを行っております。

まず、若者に対しては、就職につながりやすい傾向にあるインターンシップを通じまして、県内の魅力ある企業を体感できる機会を提供しております。

特に女性を対象とした取組としましては、推し活など休日の過ごし方をはじめ、三重県で自分らしく働く女性の事例を発信するとともに、先輩女性との交流を深めることができる座談会を開催することとしております。

また、就職先の決定に保護者の影響が高まっているという傾向もございまして、就職支援協定締結大学の保護者会などでの場で、県内企業情報を発信するなど保護者への働きかけも行っているところでございます。

今後も若者の最新のニーズや就職活動を取り巻く環境の変化を的確に把握

しながら、企業そのものの魅力に加えまして、職場の働きやすさや本県での生活・暮らしなどの情報を添えまして、県内外の若者にしっかりと届けてまいりたいと考えております。

〔福永和伸教育長登壇〕

○**教育長（福永和伸）** それでは、高校生が県内の産業や企業について学ぶ機会を設けることが県内就職のきっかけとなるかどうかということについて、御答弁させていただきます。

このことに関しては、まさに日沖議員がおっしゃっていただいたとおり、大変重要なことだと私どもも考えています。

まず、現状から申し上げますと、令和6年3月に県立高校を卒業した1万360人のうち、約45%に当たる4633人が大学に進学しています。そのうち約24%が県内の大学、76%が県外の大学に進学している状況にあります。

今、県立高校では、各学校で策定しているキャリア教育の全体計画に基づきまして、体系的なキャリア教育を進めています。

この中でも、進学希望者に対しましては、興味・関心のある学部学科についての研究、オープンキャンパス参加、研究室訪問、大学教員による出前授業などの様々な取組を行っておりまして、生徒が多様な選択肢の中から主体的に進路を決定することができる力の育成に取り組んでいます。

生徒が将来の生き方や職業についての考えを深める契機となりますよう、近年、大学進学者が多い高校で、県内企業を訪問したり、県内で活躍する職業人から直接話を伺う機会を設けたりするなど、県内企業と連携した取組を進めています。

例えば、桑名高校、四日市高校においては、半導体産業の業界団体の協力を得まして、学校での説明会や企業見学を実施しています。参加した生徒からは、身近に最先端技術に関わる企業があることが分かり、将来の選択肢が広がったといった感想がありました。

また、伊勢高校では、県内に本社を置く八つの企業を招きまして説明会を実施しておりまして、各企業の魅力だけでなく、高校や大学での学びと将来

の仕事とのつながりについて、体験談を交えたお話を伺っています。

これらの県内企業と連携した取組は、生徒にとって将来、地域の成長や発展に貢献しようとする思いを育む貴重な機会となっているということと、また現在の学習と自分の将来との関係に意義を見いだして、意欲的に学習に取り組むきっかけにもなっております。

県内人口の社会減が進む中、地元で生きて地域に貢献することが人生の重要な選択肢の一つであるということを生徒に伝えていくことが、これまでも増して重要だというふうに思います。今後も進学を希望する生徒に対しまして、高校在学中から地域の産業や企業について理解を深める機会の拡充に取り組んでまいります。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） 御答弁ありがとうございます。雇用経済部と教育委員会に御答弁いただきましたけれども、雇用経済部の御答弁では、今、一生懸命取り組んでいただいております中で、情報発信について保護者への働きかけというようなこともございました。大変これ効果を期待したいなと思いますし、教育長の御答弁では、今、地域、地元の企業と関係を持って、しっかりとそういう意識を芽生えさせていこうじゃないかということで取組を紹介いただきました。今後、期待をさせていただきたいと思います。

将来において、やっぱり大手企業などを希望している人たちは、どうしても地元というか、三重県で就職するという意識が向きにくいのかなというふうに、これまでも取り上げさせていただいておりますけれども、やっぱりこれから今、御案内いただきました取組を通じて、ぜひ若い人たちに、もちろん強制はできませんけれども、将来において三重県で就職することもありだよねというような、選択肢としてイメージを持ってもらえるようになってくれば、ありがたいかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

では、この質問の三つ目として質問させていただきましても、三重の強みを生かした取組についてということで、知事にお伺いしたいと思います。

若者に三重県を選んでもらうためには、魅力ある働く場、生活の場が必要です。人口減少対策の取組と申しますと、おおむね三重県の足らざるところというのか、どうしてもネガティブなものを補完するイメージのものが多いように思いますが、逆に三重県の強みやよいところを力強く打ち出していだいて、施策、事業を通じて三重県ならではの魅力を若者に訴えかけて、感じていただけるようなポジティブな面での取組がもっと見えてくればなというふうに考えるところです。

私は、三重県には豊かな生活ができるためのたくさんの魅力や強みがあるというふうに思っております。私なりに思いつくままなんですけれども羅列させていただくと、三重県は地理的に最高の環境です。三重県は日本列島のど真ん中です。主要都市からアクセスがいいところです。観光やビジネスも大変便利です。釣りツーリズムもあります。大阪、名古屋は通勤圏、思いついたら東京でもすぐ行けます。家を持つのに土地が安い、家賃が安い。都会と自然がほどよく調和している理想的な環境です。

産業と仕事、自動車をつくっています。半導体産業もあります。航空宇宙産業もあります。もちろん観光業もあります。そして、農林水産業はもう大歓迎の土地でございます。

自然・歴史・文化も豊かです。多くの人々が一生に一度は訪れたいと願う日本の神社の頂点、伊勢神宮や、また世界遺産に登録されている巡礼の道、熊野古道もいつでもそばにあります。伊賀には忍者もいます。

そして、特にアピールしたいこととしてなんですけれども、国土交通省国土政策局が独自に作成された統計ということでございますが、都道府県別の経済的豊かさというものですけれども、これによりますと三重県が全国1位ということになっています。食費、住居費などが安くて基礎支出が少ない、手元に残る金額が多いということのようでございます。

ちなみに、若者が一番流入する東京都は、これによりますと42位でございます。

若い人たちはコスパ、コスパとよく言われますけれども、この統計をお借

りするならば、三重県は住むのにコストパフォーマンス、住むならコスパはナンバーワンということでございますので、これは絶対にこの三重県の一つの売りにできるものじゃないかなというふうに思いますけれども、こういうことをぜひ明るく強く前向きに打ち出していただいて、若者に選ばれる三重県であるために、このような三重県の強みやほかにない魅力を最大限に生かした取組を、知事が先頭に立って進めていただきたいと思いますけれども、大変抽象的な質問になりましたけれども、一度知事のお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員の御質問をお伺いしてしまして、全国から三重県に多くの人が押し寄せてくるというような感覚を受けました。いなべ市のグランピングもございますし、釣りツーリズムも含めまして、いろんないいところがあると思います。

おっしゃるとおりでありまして、三重県の強みを打ち出していつて理解をしていただく、これは本当に大事なことですが、三重県人、三重県に生まれて育った私もそうかもしれませんが、外の人にアピールするのが下手ですね。これをもうちょっと改善していかないかなかなというふうには思っております。

ただ、三重県のよさを打ち出すいろんなタイミングがございまして、例えば観光プロモーションですね。これ、海外でも国内でもやっておりますけど、それから移住のセミナーなんかで三重県のよさをどんどん打ち出しております。例えば、移住に関して今年、令和6年に三重県が調査した結果によりますと、これは議員がおっしゃったところにも通じるんですけど、三重県に移住してよかったことという第1位は「自然環境が豊か」だということです。3位が「人の温かさ」、4位が「食べ物がおいしい」ところということで、2位は「実家や親せき、友人、知人が近くにいる」、これは一定の条件がありますので、ちょっと置いときますと、やっぱりいいところが多いんですね。

おっしゃったように、国土政策局の調査でも経済的豊かは全国1位です。

さらにいうと、女性の健康寿命も三重県は第1位なんです。

多くの方に移住していただきたいというふうに思います。

よさをこれからもやっぱり広めていかないかんと思いますが、他方、大っぴらに言うかどうかは別にして、実は弱みもあります。移住者のアンケートで三重県に移住して不満なことは何ですかと聞きましたら、1位は「周囲の生活環境（スーパーや医療機関、娯楽施設等）が充実していない」、2位は「交通機関が充実していない」、3位は「都市圏（名古屋・大阪）へのアクセスが悪い」と、それから「災害が心配」だと、こういう声がありました。やはり不満が出ているところはその不安の芽というのは摘んでいかないかんですし、改善をしていく必要もあろうかと思っています。

よい点をどんどんアピールしていく、不満の点をなくしていく、それを車の両輪として、三重県がより住みやすいところに、そして多くの人に来てもらえるところに、あるいは出て行った若者も戻ってきてくれるところにしていかないかんというふうに思っております。議員にいただいた御指摘のように、多くの御指摘をいただいて議会と、そして私ども執行部と一緒にやって三重県を発展させていきたいと思っています。

ちなみに、今年度から、高校を卒業された人で希望される人にLINEで学生向けの情報発信をしています。これは高校で、私も高校生と話をしましたが、三重県を出た後にあまり情報が来ないんですという話をいろんな人から聞きますと、私たちは欲しいと思いますというふうに言っていたので、それきっかけにこういう制度をつくりました。

また、この間、三重大学に行きまして三重大学の学生とお話をしました。そうすると、彼ら彼女らが言っていたのは、調べてみると三重県にも就職先はいろいろあるんですわ、そやけど、それはあまりよう分からんのですというので、先ほど雇用経済部長も御答弁申し上げましたけれども、さらにこれからもっとそういった情報、やはり生活をしていくには雇用がとっても大事でございますので、働き場所についての情報提供は、県外の人だけではなくて、三重県で学んでいる人にもやっぱりお渡ししていかないかんなど、そ

ういう思いを持っておるところでございます。

これからもしっかりと対応を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） ありがとうございます。知事から働くところもたくさんいいところがあって、それが気づかれていないというところも含めて御答弁いただきまして、こんな抽象的な質問をして申し訳なかったんですけど、ぜひ足らざるところは粛々と取り組んでいただいて、いいところは思いっきり明るく強く打ち出していただいて、ぜひ三重県の魅力をより伝えていっていただきますように、事業や知事の活動を通じてよろしくお願いいたしたいというふうに思います。これからよろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。次は、戦後80年を節目とした取組についてということで、先日の一般質問で杉本議員から、また本日は中森議員からも来年、戦後80年を迎えるに当たっての質問がございましたけれども、私も今回、この節目の機会に幾つか質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず一つ目に、戦争の悲惨な記憶と平和の尊さを次世代へ伝える取組についてお聞きします。少し語らせていただいてから質問いたします。

三重県では、子ども・福祉部において県の戦没者追悼式及び沖繩三重の塔における戦没者慰霊式を開催いただくとともに、全国戦没者追悼式への参列を支援するなど、戦没者慰霊事業の取組を続けていただいておりますし、政策企画部による未来につなぐ平和発信事業においても、被爆地広島との交流や戦争関連資料の展示などを通じて平和啓発のために取り組んでいただいております。

今、ロシアによるウクライナへの侵攻、イスラエルとパレスチナの紛争などが長期化する中で、世界の分断が深刻化していると言われておりますが、我が国がかつて戦争へと突き進んだ時代を繰り返すことのないためにも、かつて戦争を行ったことによって多くの国々が、そして国民が想像を絶する悲

惨な経験を強いられた時代の現実をしっかりと学び、戦後までに日本人だけでも約310万人と言われる計り知れない数の戦没者の尊いと引き換えに、今の社会を授けていただいていることにしっかりと思いを致し、私たちの未来がいつまでも平和であるよう、常に考え努力していかなければなりません。

そのようなことから、戦争の悲惨な記憶を次世代へ引き継ぐ事業は、現実の戦争とはどういうものか、県民の皆さんに自分自身に関わることとして認識してもらうためにも、しっかりと取り組んでいただきたいと願うところでございます。

しかしながら、これらの事業に関わって、実際の経験や体験を語り、資料や遺品などについて協力いただき、共に取り組んで来ていただいている戦没者の遺族会は、戦後の長い年月の経過の中で継続・維持が徐々に厳しくなってきたとの声も聞かれるところであります。

来年は折しも戦後80年という節目を迎えます。

生まれてすぐに戦争で親を亡くされた遺児の方々ですらもう80歳を超えていかれる年代となつてこられました。まして、実際に兵士として戦場の現実を体験された方々は相当の御高齢となつておられ、戦争の経験者、体験者の真の声が聞けなくなってくる時期がいずれ訪れることとなります。

遺族会の皆様の戦没者への尊い思いや戦争の体験を通して平和の尊さを語ってくださる県民の方々の平和への願いを引き継ぎ、今後、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える取組をどのようにしていくか、これからの事業の在り方も含めて次の時代への取組をしっかりと考えるときが来ていると思います。

そのような中、遺族会では、次の世代に引き継いでいくための取組が進められているとお聞きしておりますし、例えば私の地元では、新しい活動も始まっております。

(パネルを示す) それはパネルで紹介させてもらいたいと思うんですけども、地元のいなべ市では、遺族会を中心に平和の鐘を鳴らす会というのを発足されまして、真ん中のが平和の鐘なんですけれども、いなべ市の支援の下

で平和の鐘を設置するとともに、平和啓蒙活動を世代を超えてつなげていくために、イベントを通じて幅広い世代に参加していただくという目的で、8月25日には平和の鐘・平和の竹灯りイベントが開催されました。そのときの模様なのですが、（パネルを示す）次、お願いします。今の中学生の方々が平和宣言を行われたり、遺族の方の語りなんかもあったりして、会場もこういう催しで厳か、かつ大変にぎやかな盛大な催しでございました。

（パネルを示す）次、お願いします。竹灯りイベントということで、夕暮れにはいなべ市の地元の忠魂碑、そして隣につくられた平和の鐘の周りに竹灯りのきれいな光景が浮かび上がっておりますけれども、こういう催しを通じて次世代の人たちに平和の啓蒙活動を引き継いでいこうという取組が行われておりまして、子ども・福祉部も大変関心を持っていただいて出席いただいておったところでございまして、ぜひとも県としてもこのような次の時代への動きを見据えつつ、必要な連携や協力支援を願うところでございます。

そこで、以上申し上げたことを踏まえつつ質問をするわけですが、まず次の世代の人たちに戦争というものを自分の身近に意識されるような啓蒙活動をもっと進めることができないかということでございます。

かつての大戦では、どこの町でもどこの村でも多くの男子が出征していかれてまして、またその中の多くの方が戦死され帰らぬ人となりました。また、日本が追い詰められてくる中で、日本本土への爆撃も激しさを増して、三重県においても多くの主要都市がアメリカの空襲により焼け野原となりました。戦争などとはほど遠い今の平和な日常においては、なかなか意識が向かないかもしれませんが、多くの人たちにおいて、父方か母方の親族、またはその上の祖父か祖母の親族など少しルーツを遡れば、戦死されている方、空襲で亡くなった方などが身内の中におられると思いますし、また都市部では自身の住む町にかつて空襲があったという事実もあるのです。私のおじも戦死しておりますし、母方にも戦死者がおられます。

（パネルを示す）これ、一つ写真ですが、仏間のあるおうちでは、今でも恐らくこのように戦死者の遺影を掲げられておられるお宅があるので

はないかというふうに思います。この写真は、私の戦死したおじでございます。25歳で、北太平洋上で戦死いたしました。海軍でございました。ちょっと参考までに映させてもらいましたけれども、ありがとうございます。

しかしながら、年月の経過、核家族化などの家族の在り方の変化などによりまして、そんなことを考えたこともない、意識したこともない人も多いのは現実だと思います。そして、それが自然と戦争から得た教訓の風化につながっていくのではと心配をいたします。今、児童生徒は戦争について、広島や長崎の原爆、沖縄での悲惨な戦いなど、かつての大戦における象徴的な出来事を主に学習しますが、自身の家族、親族や自分の住む町につながる身近なところで起こっていた戦争を知らない子どもや若者が多いのではないかと思います。

そこで、我が家にあった戦争、私の住む町にあった戦争、三重県にあった戦争を今一度知り、戦争というものを自分の身近に意識されるような啓蒙活動についても、さらに取り組めないものかお聞きしたいと思います。

また、子どもたちが三重県における戦争についての学びを深められるように、戦争に関する様々な資料をもっと活用しやすい工夫が必要ではないかと思ひますし、加えてこれまで関係する各部がそれぞれで取り組んでこられた平和啓発の事業については、今後はしっかりと連携して進めていただくべきと考えますが、このようなことについて併せて考え方をお聞かせください。

お願いします。

〔小見山幸弘政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（小見山幸弘） それでは、戦争を身近に感じることができるような平和啓発の取組、また戦争に関する資料の活用、それとあと、各部局が連携した取組を進めることが重要ということについて御答弁させていただきます。

終戦から80年近くなり、県内でも戦後生まれの方が8割を超える中、記憶と体験がますます風化していく懸念がございます。

こうしたことから県では、さきの対戦の教訓や平和の大切さを伝えるため、

県民の皆さんへの啓発に取り組んでいるところでございます。

現在、戦争の記憶を次世代へつなぐ取組を強化するため、児童生徒向けに実際に戦争を体験された語り部の方からの証言動画の制作を進めております。証言動画は、県内各地域の語り部の皆さんに証言いただくとともに、当時の映像やイラストなどを交えることで、分かりやすく身近に感じられる内容にしていきたいと考えております。作成した動画は、学校や市町、地域で活用いただけるように努めてまいります。

また、先日、杉本議員の平和教育の御質問の中でも御紹介がありましたが、8月には四日市市において県立四日市高校と広島県の広島市立舟入高等学校の皆さんに日頃の平和学習の成果を発表いただくとともに、戦争体験者の方を交えた意見交換会を開催いたしました。そこでは、県立四日市高等学校の皆さんが自分たちで戦時の四日市市の状況を調査することで、戦争を自分事として捉えることができ、これからも平和の大切さを伝え、戦争を起こさないよう努力していきたいと実感を持って発表されておりました。

県といたしましても、若い世代をはじめ県民の皆さんが平和に関する情報にアクセスしやすい環境を整備することは重要というふうに考えておるところでございます。

そのため、平和啓発に係る県のホームページについてでございますが、様々な情報につながるポータルサイトを新たに制作するなど、各部局と連携し、分かりやすく活用しやすい内容に改良していきたいと考えておるところでございます。

また、令和7年度は戦後80年の節目を迎えることから、毎年開催しております被爆・戦争関係の資料の展示に加え、各部局等と連携の下、記念行事の開催などを通じ、次世代を担う若い世代の皆さんが戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていける機会づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） 御答弁ありがとうございました。取組を通じて若い人た

ちに自分事として捉えていただけるような内容のことを先ほど高校生の事例も挙げていただきながら御報告いただきましたし、また証言動画を撮影していただいて、今後、それを公開してしっかりと活用していただけるようにしていくということで御報告いただきましたけれども、そのような取組をしっかりと続けていただきながら、申しあげましたように、大きな出来事として象徴的な出来事の学習というのはもちろん不可欠でございますけれども、やっぱり身近なところに、自分の身近なところに起こったんだということを感じていただくことがまず大事だというふうに思いますので、より施策、事業を通じてよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

そしてその上で、もう一つ、2番目の質問をさせていただきますけれども、戦争を物語る資料や遺品などを次世代に伝え遺す取組についてということでも質問をさせていただきます。

今も申しあげましたけれども、当時を知る人の高齢化、今日の人口減少、核家族化等によりまして、戦争に関する貴重な資料や遺品、町なかに眠る当時の名残などは、これからますます処分されたり散逸したり、また人々の記憶から消えていったりしてしまうことが危惧されます。

県におかれましても、当時を知り学ぶことができるために、貴重な資料や遺品をさらに調査後世に残していくことに改めて取り組んでいただきたいと思いますと考えております。戦争に関する資料や遺品などについて、県では平成16年度より県内各地の戦争資料を誰もが気軽にアクセスできるように、ホームページ上に三重県戦争資料館を開設されておられます。この戦争資料館では、かつて戦後60年に向けた平和記念事業として、三重県遺族会が調査・収集されました体験文集であるとか軍服、勲章等の遺品、防空壕跡の写真などが公開されていまして、多くの方に御利用いただいていると、3月4日の石垣議員の一般質問に対する答弁でも御案内のあったところでございます。

しかしながら、現在の戦争資料館は、平成21年度に更新されたのを最後に、その後、全く手が入れられておりません。戦争の時代の事実を語るものとし

て、後世に残し伝えていくべき貴重なものが今もなおまだまだ県内にはあるはずというふうに思っております。

例えばの例として、ちょっと写真を撮ってきましたんで映していただきましたんですけども、（パネルを示す）これは地元のいなべ市員弁町の八幡神社というところに鎮座しているものです。右と左に、これは近年、地元の方が塗られたんでちょっと青色になっていますけど、元は青色じゃなかったと思いますけど、これを拡大していただきますと、次の写真をお願いします。

（パネルを示す）これ、右が戦艦長門の砲弾、そして、もう一つお願いします。

（パネルを示す）左の丸いこれ、野球のボールではございません。これは戦艦陸奥に搭載された機雷ということで、機雷というと知事は何や御存じやと思いますけれども、御存じの方もあるか分かりませんが、こう頭が出ないように水中にこう浮かべておいて、船が通過するときに腹が当たるとドーンと爆発して船を沈めるとい武器でございます。これ、かなり巨大なものが鎮座しております。

地元出身の海軍中将であった方が退役の際に記念して、昭和11年に氏神に寄進されたものだというのでございます。

（パネルを示す）そして、次の写真、お願いします。これは弾薬箱なんです。これはいなべ市の治田地区とか丹生川地区という辺りに今でも見かけることがございます。都市部の空襲が激しくなった頃に、弾薬も愛知県のほうから内陸のいなべ市のほうへ疎開させて、いざというときの温存のために、何と学校や民家の軒先に隠してあったそうです。戦後はこの弾薬は進駐軍に処理されましたけれども、その後の箱は近隣の方がもらえたそうです。それで残っているようでございます。

このような当時を語る貴重なものが私の地元の近くにもございます。ぜひ、当時の記憶が県民の皆さんの中に残っているうちに、寄せられた情報などを基に資料、遺品などのさらなる調査、追加整理を行いながら、内容も充実させて後世に大切な記録を残していくことに今後改めて取り組んでいっていた

だきたいと思います。80年の節目を迎えるに当たって、このことを切に願います。要望いたしますが、お考えをお聞かせください。

〔柘屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（柘屋典子） それでは、戦争に関する記録をどのように残し伝えていくのかについてお答えいたします。

戦後80年を迎えるに当たりまして、戦争を知らない世代が戦争の悲惨さと平和の尊さを考え続けていくためには、戦争資料や遺品を継承していくことが県としても重要であるというふうと考えております。

県では、先ほど御紹介いただきましたとおり、約20年前の戦後60年の節目に当たりまして、身近に戦争の悲惨さと平和の尊さを考えていただくため、一般財団法人三重県遺族会の御協力の下、県内の戦争に関する遺品等の調査を行い、平成16年度に三重県戦争資料館として県のホームページで公開したところでございます。この戦争資料館は、写真、記録を後世に残すアーカイブとして開設したもので、これまで多くの方々に閲覧いただいているところでございます。

先ほども御指摘がありましたとおり、戦争を体験された方々が年々少なくなっておりますので、往時の戦争資料等が失われつつあるというふうにも私も認識しております。このことから戦後80年を契機に御遺族の方から寄せられる貴重な新たな資料をこの戦争資料館に追加し、更新していきたいというふうと考えております。

また、あわせて、この戦争資料館が次世代への継承のツールとなりますように、利用者の視点に立ち、見やすさの工夫ですとか、あるいは関連情報の掲載の充実などにも取り組んでまいりたいと考えております。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） 御答弁ありがとうございました。まさにお願ひさせていただいたような答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。ぜひ80年ということを目に、貴重なものが残っているものについては、頂いた資料などを基に今一度調査、整理をしていただいて後世に残していただく、

さらに内容も充実させていくということでございますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

その上で、ちょっと再質問をもう少しさせていただくんですけども、戦争遺跡の調査・保全についてはどうかお聞きしたいというふうに思います。

戦争があった事実を伝えていく上で、戦争遺跡の実物を実際に見て、触れて、その上で知るということは大変重要なことでございます。長い年月の経過の中で、県内に残る戦争遺跡も経年劣化や町の開発によりまして消失の岐路にあると思われま。県内に残る貴重な戦争遺跡についても、改めての調査と保全の取組が必要と考えますけれども、県としての取組と今後の考え方を、これもお聞かせいただきたいというふうに思います。お願いします。

○教育長（福永和伸） 近代化遺産の保護・活用を図るために、平成10年度に文化庁が政治・文化に関する建造物等の調査を実施したことがあります。そこでは、海軍工廠や防空壕など、県内に15の戦争関連施設があることが確認されました。

そのうち、現在、鈴鹿市の旧北伊勢飛行場掩体、掩体というのは格納倉庫のことですけれども、これが国の有形文化財に登録されているほか、明和町の陸軍第七通信連隊一二八部隊防空壕が町の史跡に指定されています。

一方で、津市の津海軍工廠や伊勢市の高射砲陣地跡のように、工場や住宅の建設などの開発によって遺構が解体されたものもあります。

戦争遺跡は、郷土の歴史を考える上で重要なものと認識しています。

ただ、戦争遺跡を含む近代の遺跡については、文化財保護としての定義、基準について国の明確な方針が示されておらず、保護すべきか否かの判断が難しい状況があります。

また、戦争遺跡の大半は民間の所有地にありますので、調査や保護に係る十分な法的根拠や補助制度もないですので、費用負担の在り方にも課題があります。

さらに、防空壕や倉庫、砲台跡など、建造物を有するものについては老朽化しているものも多く、公開に当たっては耐震補強等の対策が必要となると

いった課題もあります。

このように戦争遺跡を含む近代の遺産の保護・活用は多くの課題がありまして、全てを保存することは困難と考えますけれども、郷土の歴史を後世に伝える貴重な資料でありますので、地域と連携した保全活動や記録の保存など様々な方法で保護の取組を進めていくことが重要と考えます。

県教育委員会としても、国や他県の動向を注視しながら、その保護の在り方について検討してまいります。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） ありがとうございます。保全していく必要はあるけれども、国の基準が今、明確に示されているわけでもないですし、また民間の所有のところの課題、また補強が必要な場合の課題、いろいろ課題があるということでお示しいただきました。もちろん、そういうところも踏まえながら、今後、貴重なものについては国の動きも探りながら、また市町や地域とともに取組をさらに行って行っていただきたい。これも80年を節目に、ぜひ意識しながらよろしく願いたいというふうに思います。

それをお願いさせていただいて、次の質問に入らせていただきたいと思えます。それでは、三つ目の質問に入らせていただきますけれども、高齢者介護の現場を支える取組について、2点に分けてお聞きしたいと思います。

現在、介護の現場を取り巻く環境は、常に人材が不足する問題を抱え続けておりまして、人材確保に取り組んではいただいているものの、すぐに改善されることはかなわない状況でございます。

（パネルを示す）これ、一つグラフをちょっと映していただきたいんですけども、これは三重県の介護人材需給推計で、みえ高齢者元気・かがやきプランから抜き出していただいたものでございます。先日、野口議員の質問への答弁にもございましたけれども、2040年には介護職員数の需要と供給の差が5597人、約5600人不足するということを示しているものでございます。これは2022年をゼロとしたときに、2040年で5597人ということでございますから、2022年をゼロって、2022年にも介護人材の不足が相当あると思うんで、

ここをゼロにした場合ということ、ここでもっとあるんだというふうには思うんですけど、この分析は別として、これだけ今後さらに介護人材不足は増えてくるということでございます。

そこで、今後、さらに介護を必要とする高齢者の増加も見込まれる中におきまして、なかなかこの人材不足が改善されない分、せめて職員の負担の緩和など現場を支える環境改善をより進めることができればとの観点から、以下の質問をさせていただくわけです。

まず、一つ目は、新型コロナウイルス感染症への対応を教訓とした備えとして、高齢者施設における看護職を含む施設の職員の感染対応力向上に向けた支援についてです。

新型コロナウイルス感染症については、昨年度に5類に移行しましたがけれども、依然、感染者は発生しておりまして、現在も介護や医療の現場においては日常の感染予防管理が継続されているものと認識しております。今後、季節性の感染症や、さらに新たな感染症にも備えなければならない中で、人材に限られた厳しい状況の下でサービスを継続するには、高齢者の看護・介護に関わる職種において対応力の維持向上を図ることが必要でございます。

コロナ禍において、感染症対策に優れた知識と技術を持つ近隣の看護師が感染症が発生した高齢者施設に派遣され、現場の感染コントロールや予防措置に邁進していただいたことは記憶に新しいところでございます。

今後、さらに高齢者施設において、感染対応が可能な職員をより多く育成することが感染症発生時でも継続的にサービスを提供できることにつながると考えるところでございます。

そこで、高齢者施設における看護職等の感染対応力向上に向けて、県としてその育成についての取組の状況を聞かせていただきたいので、よろしく願いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 高齢者施設におけます看護職等の感染対応力向上について、御答弁を申し上げます。

高齢者施設では、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化リスクの高い高齢者の方が多く生活されておりますので、特に施設内において感染が広がらないよう対策をする必要があると考えております。

高齢者施設等における適切な感染症対応が行われるよう看護協会と連携しまして、感染症発生時の感染制御や業務継続支援を行うとともに、高齢者施設向けの感染対策研修を実施してきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類になりましたけれども、ウイルスの特性が変化したわけではなく、高齢者施設等での集団感染は継続して発生しておりますので、引き続き各施設における感染症への対応力の向上を図り、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築してまいりたいと考えています。

そのために、令和5年度、昨年度におきましては高齢者施設の看護職を含む職員を対象に、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への平常時の感染対策や、施設内職員教育の現状を振り返りながら、さらなる感染症対応力の向上を図ることを目的とした研修会を開催いたしました。

令和6年度、本年度におきましても、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の昨今の流行状況を考慮しまして、高齢者施設において感染拡大しやすい、例えば結核ですとかインフルエンザ等の感染者への対応も含めまして、11月から1月にかけてオンラインで2回研修、それから実践を含めました集合研修をさらに2回開催する予定でございます。

引き続き、看護サービスの維持向上のみならず、高齢者施設等の感染対応力の向上に向けて、関係団体と連携して人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

〔38番 日沖正信議員登壇〕

○38番（日沖正信） ありがとうございます。看護師をはじめ、感染対応力の高い職員の育成に向けて実践を含めた研修などを行っていただいとるとうことでございますけれども、ぜひコロナ禍が過ぎたといいますが、5類になって大分たちますので、我々の中の意識は低下といいますが、ちょっと薄

れていっているのは否めないかもわかりませんが、やはりそういう介護・医療の現場では本当に緊張感を持った中で取り組んでいただいております。やはり申し上げましたように、介護人材が不足しているようなそういう施設なんかの現場では、本当に不足する中でどうしていくかということが必要やと思いますので、それを補うのはやはり対応力を上げるということが一つの手段になってまいりますので、どうか引き続きより一層よろしく願いたいというふうに思います。

そして、この質問の二つ目として、もう一つ質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、次は介護の現場における負担軽減や生産性向上への取組についてお聞きしたいと思います。

冒頭のとおり、介護人材の不足が常態化している中では、現場における負担の軽減や生産性向上への取組が求められています。繰り返しの話でございますけれども、なかなか介護人材の不足が改善されるということはすぐにはかなわない中で、それを補うために負担の軽減、生産性の向上ということが大事になってくるかなというふうに思っております。

それを解決する一つの方策として、ICT機器や介護ロボットの導入などによる生産性向上に大きな期待が持たれています。

しかし、県も支援する中で導入を進めていただいておりますけれども、まだまだ人手不足をカバーするには十分に追いついていないようにも感じておりまして、さらに介護事業所の対応を促進するような取組の支援が必要ではないかと感じられているような状況でございます。

そのような中で、今年からはさらに介護現場における生産性向上を図るために、みえ介護生産性向上支援センターを設置されまして、介護ロボットやICT機器導入への支援、また経営面での相談対応などに取り組んでいただいております。

そこで、このたび設置された、みえ介護生産性向上支援センターの取組と介護の現場において期待される効果についてお聞かせください。

また、さらに加えて、休みを取りやすくしたり職員のための処遇改善策を

しっかりと活用するなどの対応も必要ですし、これまでも取り組まれてきているところの現場を手助けして下さる介護助手の導入もより進められていくことが必要と考えられます。介護現場における処遇改善策等に関わっての支援、また現場をマンパワーで助ける介護助手導入促進への支援についても現在どのように取り組まれているのか、併せてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） みえ介護生産性向上支援センターの取組、それから介護報酬等の支援、それから介護助手について御質問いただきましたので、それぞれ御答弁申し上げます。

みえ介護生産性向上支援センターを本年7月に開設いたしました。

当センターでは、事業所が抱える生産性向上の課題に関する各種相談対応ですとか、専門家による伴走支援等に取り組んでおります。これまでに44事業所からの相談に対応するほか、今月16日には業務改善に係る研修会と介護ロボット・ICT機器の展示会を津市内で開催する予定としております。

介護現場の生産性向上の取組は、業務改善を通じて利用者に向き合う時間が生まれることにより、介護業務の質の向上が図れます。また、機器の導入によって職員の負担軽減にもつながるということで、取組を通じて職員の働きがいや仕事に対する満足度を高める効果があると期待をしておるところでございます。

それから、職員の処遇改善につきましてですけれども、令和6年度報酬改定によりまして、介護報酬の加算である介護職員等処遇改善加算の取得手続が簡素化されたものの、事務手続の煩雑さなどから、特に小規模で取得率が低い訪問介護事業所の場合は、まだ15%の事業者が加算を取得していないという状況でございます。

こうしたことから、より多くの事業所が処遇改善加算を取得できるよう就業規則の整備や有給休暇の取得の促進など、職場環境の改善を支援しておりまして、今年度は相談窓口を設置するとともに、社会保険労務士等の専門家

派遣による個別相談を県内各地で計12回開催するなど、取組を強化しておるところでございます。

それから、介護助手につきましてですが、介護人材が不足する中で、今後、介護助手の重要性が一層高まると考えておりまして、そのため県としては引き続き、導入を希望する介護施設向けのアドバイザー派遣制度や介護助手の募集等に必要な経費に対する補助金制度の周知に加えまして、今年度からは新たに介護助手と介護施設のマッチング支援、研修会等の開催に取り組みまして強化をしていこうと考えております。

[38番 日沖正信議員登壇]

○38番（日沖正信） 御答弁ありがとうございました。みえ介護生産性向上支援センターの取組が始まったこともありまして、せめて現場の負担が軽減されるように、また環境も改善されていくように、処遇改善加算がなかなか事務的に難しいので、いろいろ戸惑ってみるところもあるか分かりませんので、そのところの支援も含めてよろしく願いいたしたいというふうに思います。

一つお聞きしたかったんですけども、答弁いただいた中のその介護助手なんですけど、時間がないんで要望にさせてもらいます。三重県介護助手導入支援事業の実績を見せていただくと、近年、年々減少してきてるんですね、この介護助手導入支援事業の実績というのが。これが何でなんかということをちょっと聞きたかったんですけども、ぜひその要因も分析していただいて、せっかくのこの事業がこういう状況ではちょっと不安でございますので、どうかさらに取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上、大きな三つに分けて質問させていただきましたけれども、もう時間となってまいりましたので、これで終了させていただきたいと思います。これからの県政、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

中森博文議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許し

ます。34番 東 豊議員。

[34番 東 豊議員登壇・拍手]

○34番(東 豊) お疲れのところですが、関連質問をさせていただきます。

中森博文議員の2024年問題、働き方改革! ということで、その2番目に落札決定時の仮契約から議決時の本契約までのタイムラグについて質問をしていただきました。大変細かく質問もしていただき、御答弁もいただいたんですが、多岐にわたる中で2点ほどちょっと質問したいと思います。

時間の関係で、本当はちょっと前置きを説明したいんですが、かいつまんで申し上げますと、ちょうど10か月前、国の補正予算を組んで、一見知事のお力もおありになったと思いますが、このペーパーによると、国土強靱化の補正予算が約230億円、これまでで最大の補正予算を組んでいただいたということであります。それがどういう事業効果になったかというお話を30秒でしたいと思います。

私の地元で矢口浦上里線という道路がございます。矢口浦という湾がありまして、その先には白浦、島勝浦、その先に須賀利というのがあります。これはにほんの里100選に選ばれた漁村地域でありまして、実はこれ能登半島の災害と一緒に、行き止まりの県道なんです。その下を通っている、いわゆるその海岸線の道を改良工事でバイパスを造っていたんですが、この補正予算の前倒しによって、実は今年度の末に完成予定だったのが今年末、つまりもう11月には完成予定という案内が今日来ました。紀北町の町長からいただいたんですが、これはすごい効果のある道でございます。本当に地元の者も含めて、代わって心から御礼を申し上げたい。安全・安心につながるバイパス整備だと。これが県内に、もう各建設事務所に貼り付けられた結果ですので、それぞれのところで国土強靱化、安全・安心対策につながったのではないかというふうに思います。

そのことを前置きして質問を申し上げたいと思います。速やかに仮契約から本契約につないでいくことはできないか、これは県土整備部理事にお尋ねをするんですが、例えばこの大きい事業ですと議会の議決が要ということ

になるわけですが、予算もつき落札が終わった時点で、不正がないとか、あるいは公正な落札であれば、早いうちに契約を結んで着手してほしいという話です。中嶋議員も各団体から要望があったということですが、もう毎月毎月物価高なんですね。なるべく早く工事着手をして早く完成する、そして県民に事業効果を与えるというのが行政の仕事だと思いますが、県土整備部理事の御答弁をいただければと思います。よろしくお願いします。

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、本契約までを早くという御提案につきまして御答弁いたします。

議決を必要とする全ての公共工事について、本契約を速やかにという形になりますと、議案を随時提出し審議すべきだという話という御提案ではないかと考えております。公共事業の発注に関わる県土整備部理事といたしましては、事業効果の早期発現につながるものと御提案を受け止めております。

一方で、御提案は公共事業全般に関わり、かつ議事運営にも関わるものがございますので、対応につきましては各公共事業関係部、それと議事を扱う総務部とも慎重に精査した上で、議会とも調整させていただく必要があると考えております。

いずれにしても、議員の御提案は県発注公共工事の着手から完成まで可能な限り早くすることで、事業効果を早期に発現することで県民の利益に資するお考えと受け止めておりますので、様々な工夫を凝らしまして公共工事の早期発注・完成に努めてまいりたいと考えております。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○**34番（東 豊）** ありがとうございます。県土整備部としては、なるべく早く発注、工事着手ができるようということを御答弁いただきましたが、もう一方で議会との関係があるかと思えます。これは、提案権は執行部側にあるので、総務部長にお尋ねをします。

予定価格が5億円以上というくくりで、議会の議決が必要なので、本当は速やかに上程をしていただいて議決して、本契約という流れになるわけですが、今、4定例会議に上程をして議決をするまで大体1か月かそのぐらい

あるので、これを速やかに通年制ですので議案上程をできないかと、議会側の対応もあろうかと思いますが、執行部側の御見解をお聞かせをいただきたい。随時提出ができないかどうかですね。

○**総務部長（後田和也）** 議案の随時提出でありますとか先議のお願いでありますとか、こういったものに関しましては、これまでも緊急性の高い案件など個別に議会運営委員会でお認めをいただいた上で、随時提出、または先議をお願いしているということでございます。

こうしたことによって、県議会の皆様には機動的な県政運営につながっているというようなことで、私どもとしても大変ありがたく思っているところではございますが、一方でそういう随時提出でありますとか先議をお願いするということになりますと、御提案いただいた工事案件以外にも様々な議案がございますので、そういった部分と一定整理が必要ではないかというふうには考えております。

また、そういう先議、随時提案ということになりますと、県議会における十分な審議時間の確保という部分についても、通常とはちょっと異なる形をお願いをしなくてはならないというようなこともございますので、そういった課題もあるのではないかというふうには考えておまして、工事の議案の随時提出、または先議とすることにつきましては、議会の日程等にも関わることでありますので、なかなかこちら側だけで一概に申し上げるわけにいかないんですけれども、緊急性等の事情などにつきまして、特別な事情があるかなどについて整理もさせていただきながら、必要に応じて議会に御相談をさせていただきたいと考えております。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○**34番（東 豊）** ありがとうございます。残り1分ですのでまとめますが、知事に本当は質問したかったんですが、時間の関係で、今の趣旨を十分御理解をいただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、時代は刻々と変わっています。緊急経済対策も含めてなんですけれども、今回の場合は公共事業における効果の発現を早期に県

民に届ける。今年の1月1日に、あの能登半島の災害現場を見ますと、まさにこの南部地域は行き止まりの片道の道がありまして、しかもそれが海岸線であり、対向できないという道が残っています。早く予算を獲得して、もう一日でも早く道路改良、あるいはバイパスを造っていくということが自明の理だと思います。引き続き、地元の声も上げさせていただきながら、総務部長がおっしゃったように、もちろん議会との、全体でコンセンサスを取りながら早い対応を御期待申し上げ、この質問とさせていただきます。

今日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（小林正人） お諮りいたします。明2日から14日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林正人） 御異議なしと認め、明2日から14日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月15日は定刻より各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（小林正人） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時31分散会